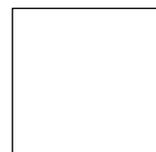


**第 6 期西東京市障害福祉計画・
第 2 期西東京市障害児福祉計画**

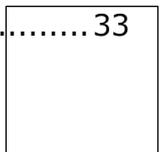
～計画素案～

令和 2 年 10 月
西 東 京 市



目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠	1
(2) 障害福祉に関する制度改正等の動向	2
(3) 本市における計画の位置づけ	4
2 計画期間	4
3 計画の対象	5
4 計画の策定経緯	5
(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施	5
(2) 西東京市地域自立支援協議会（策定部会）の実施	7
(3) パブリックコメントの実施	8
第2章 計画の基本方針	9
1 課題整理	9
(1) 障害のある子どもへの支援の充実に関する施策	9
(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりに関する施策	9
(3) 相談支援体制の充実に関する施策	9
(4) 障害のある人の社会参加の推進に関する施策	10
(5) 障害のある人の社会参加の推進に関する施策	10
2 今後3年間の重点推進項目	11
3 国の基本指針に基づく指標	16
第3章 障害福祉サービスの見込み量と確保策	18
1 介護給付	19
(1) 訪問系サービス	19
(2) 短期入所（福祉型・医療型）	21
(3) 療養介護	23
(4) 生活介護	24
(5) 施設入所支援	25
2 訓練等給付	26
(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	26
(2) 就労移行支援	28
(3) 就労継続支援（A型・B型）	29
(4) 就労定着支援	31
(5) 自立生活援助	32
(6) 共同生活援助	33



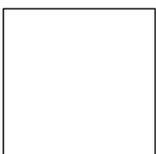
3 相談支援	34
(1) 計画相談支援	34
(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）	35

第4章 障害児福祉サービスの見込み量と確保策 37

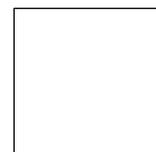
1 障害児通所支援	38
(1) 児童発達支援	38
(2) 医療型児童発達支援.....	39
(3) 放課後等デイサービス.....	40
(4) 保育所等訪問支援	41
(5) 居宅訪問型児童発達支援	42
2 相談支援	43
(1) 障害児相談支援	43

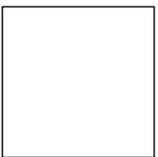
第5章 地域活動支援事業の見込み量と確保策 44

1 必須事業	45
(1) 移動支援事業	45
(2) 地域活動支援センター	46
(3) 相談支援事業	47
(4) 日常生活用具給付等事業	48
(5) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）	49
(6) 手話奉仕員養成研修事業	51
(7) 理解促進研修・啓発事業	52
(8) 自発的活動支援事業.....	52
(9) 成年後見制度利用支援事業	53
2 任意事業	54
(1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業	54
(2) 日中一時支援事業	55
(3) 生活サポート事業	56
(4) 障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）	57



1 人口・手帳所持者等の推移	58
（1）本市の障害者数の推移.....	58
（2）身体障害者（児）の状況.....	59
（3）知的障害者（児）の状況.....	61
（4）精神障害者（児）の状況.....	62
（5）難病患者の状況.....	63
2 児童・生徒および教育機関の推移	64
（1）特別支援教育を必要とする小学生の状況.....	64
（2）特別支援教育を必要とする中学生の状況.....	66
（3）特別支援学校に通う児童・生徒の状況.....	67
3 市内の障害福祉関連施設の推移	68
4 アンケート調査・ヒアリング調査の結果	69
（1）障害者およびその介助者の高齢化.....	69
（2）子どもの学校等での生活の課題.....	70
（3）障害のある人の地域での生活の課題.....	70
（4）障害福祉サービスの利用状況と今後の意向.....	71
（5）障害および障害者理解の状況.....	71
（6）障害福祉施策に対する理解と評価.....	72
（7）当事者団体、家族会等の活動団体の意見.....	73
（8）市内の障害福祉サービス事業者の意見.....	73





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

わが国では、2014年の障害者の権利に関する条約の批准（2007年に署名）を契機に、障害福祉のあり方を、基本的人権を享有する個人としての尊厳を重視した生活の実現にむけた支援へと転換させ、障害の有無や性別・年齢の差に関わらず、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながる「地域共生社会」の実現に向けた制度改革を行ってきました。

2013年に施行された「障害者総合支援法」は、それまでの障害福祉サービスの提供体制を見直し、難病患者を支援対象として明確化することや、地域生活支援事業の追加に伴う市町村事業の強化がなされました。また、2018年に施行された「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正」に伴い、障害のある人の地域生活への移行を支える新サービスの創設や、障害児福祉計画の策定による障害のある児童やその保護者への支援の充実が図られてきました。

西東京市においても、2018年3月に「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」を策定し、福祉サービスの拡充や相談支援体制の強化、ライフステージに応じた支援体制の実現を図ってきました。さらに、2019年に見直した「第4期西東京市地域福祉計画」「西東京市障害者基本計画」では、西東京市版地域共生社会の実現を目指して、障害福祉分野においても障害や障害者に対する理解の促進を図るとともに、障害のある人が地域で安心して健康的に暮らせる環境づくりに取り組んできました。

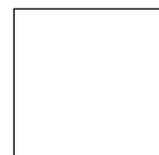
この度、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」を見直し、これまでの本市における障害福祉の取組の評価を行い、不足しているサービスや支援の拡充・強化を図るための、「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しました。

(1) 障害福祉計画・障害児福祉計画の法的根拠

障害福祉計画は「障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の第88条第1項に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する市町村障害福祉計画として、本市における障害福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

また、障害児福祉計画は、「児童福祉法」の第33条の20第1項に基づき、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する市町村障害児福祉計画として、本市における障害児福祉サービス等の見込み量を定めるものです。

本計画は、これら2つの計画を一体のものとして策定し、障害のある人やその保護者・介助者に対して、乳幼児期から高齢期に至るまでの生涯にわたる切れ目のないサービスや地域生活への支えを提供することを目指します。



(2) 障害福祉に関する制度改正等の動向

近年の障害福祉をめぐる主な制度等の改正は次のとおりです。

2006	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者自立支援法」 施行 ・ 身体・知的・精神の3障害のサービスが一元化 ・ 障害程度区分の導入 等 	
2007	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者の権利に関する条約」 署名 ※批准は2014年 ・ 障害者の市民的・政治的権利、アクセスの確保、教育・労働・雇用・社会保障を保障 ・ 障害に基づく差別を禁止 等 	
2010	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向性」 閣議決定 ・ 障がいの有無に関わらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認めあう共生社会の実現の明記 	
2011 ～ 2012	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者自立支援法等の改正」 施行 ・ 発達障害を支援対象として明確化 ・ グループホームの利用助成 ・ 応能負担原則への見直し ・ 支給決定プロセスの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者基本法改正」 施行 ・ 差別の禁止、教育・選挙における配慮等を明記
2013	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者総合支援法」 施行 ・ 難病患者を支援対象として明確化 ・ ケアホームとグループホームの統合 ・ 地域生活支援事業の追加 ・ 重度訪問介護の範囲拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第3次障害者基本計画」 閣議決定 ・ 5カ年計画に変更 ・ 基本原則の見直し ・ 安心・安全、差別の解消及び権利擁護の推進、行政サービス等における配慮
2014	<ul style="list-style-type: none"> ● 共生社会の実現「障害者の権利に関する条約」 批准 	
2016	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法改正」 施行 ・ 差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者差別解消法」 施行 ・ 不当な差別的扱いの禁止 ・ 合理的配慮の提供義務 等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 「総合支援法・児童福祉法の改正」 施行 ・ 医療的ケアを要する障害児への適切な支援体制の構築 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「発達障害者支援法改正」 施行 ・ 障害の定義と発達障害の理解促進 ・ 発達障害者への切れ目のない支援体制 等
2017	<ul style="list-style-type: none"> ● 「難病の患者に対する医療等に関する法律および児童福祉法の一部改正」 ・ 総合支援法の対象疾病が拡大 (332疾病→358疾病) ※第3次見直し 	
2018	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」 策定 ・ サービスの新設(就労定着支援など) ・ 精神障害に対応した地域包括ケアの構築 ・ 地域共生社会の実現にむけた取組 ・ 障害児サービスの提供体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「第4次障害者基本計画」 策定 ・ 障害者の権利擁護の推進 ・ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援 ・ 障害特性に配慮したきめ細かい支援 等
	<ul style="list-style-type: none"> ● 総合支援法の対象疾病の拡大(第5次) ・ 359疾病→361疾病 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法改正」 施行 ・ 精神障害のある就労者の法定雇用率への算定基礎に加算
2020	<ul style="list-style-type: none"> ● 「障害者雇用促進法改正」 施行 ・ 所定労働時間が週10～20時間の障害者を雇用する事業主への給付制度 ・ 優良事業所の認定制度 	

また、国では、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」の策定に係る基本方針の見直しにあたり、以下の点を主な見直しの視点としています。

① 障害のある人の地域での生活を支える支援の充実

- ・施設入所などからの地域生活への移行を支えるサービスの提供体制の確保
- ・地域共生社会の実現に向けて、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや、制度の垣根を超えた柔軟サービス体制の確保
- ・障害福祉サービス等を担う人材の確保に向けた関係機関との連携
- ・障害のある人の社会参加の促進に向けた、多様な余暇、地域活動の推進

② 障害福祉サービスの提供体制の拡充

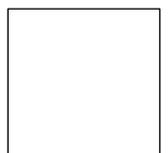
- ・地域生活支援拠点の整備と機能の充実
- ・福祉施設から一般就労への移行等の促進と、移行後の就労先での定着支援の充実
- ・強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する適切な支援体制の整備
- ・アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策における、理解促進や相談支援体制の充実等に向けた関係機関の連携強化

③ 相談支援体制の充実・強化

- ・基幹相談支援センターの設置と機能の充実とともに、地域における相談支援体制の評価や検証を踏まえた、適切な相談支援体制の検討
- ・障害のある人の地域生活への移行に向けた、計画相談等の提供体制の確保
- ・発達障害者や発達障害児（およびその家族等）に対する支援体制の確保

④ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・児童発達支援センターの設置と専門的機能の強化による、地域における障害児支援の中核的な支援拠点の整備
- ・保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との連携強化による、切れ目のない円滑な障害児支援の提供体制の確保
- ・保育所等訪問支援の活用による、障害児通所支援事業所等と地域の子育て支援関係機関の連携強化による障害児の地域社会への参加、包容の推進
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児等の、特別な支援が必要な障害児に関する実態把握の充実と必要な支援体制の整備
- ・障害の有無に関わらず、発達に不安のある児童生徒やその保護者に対する継続的な相談支援体制の構築

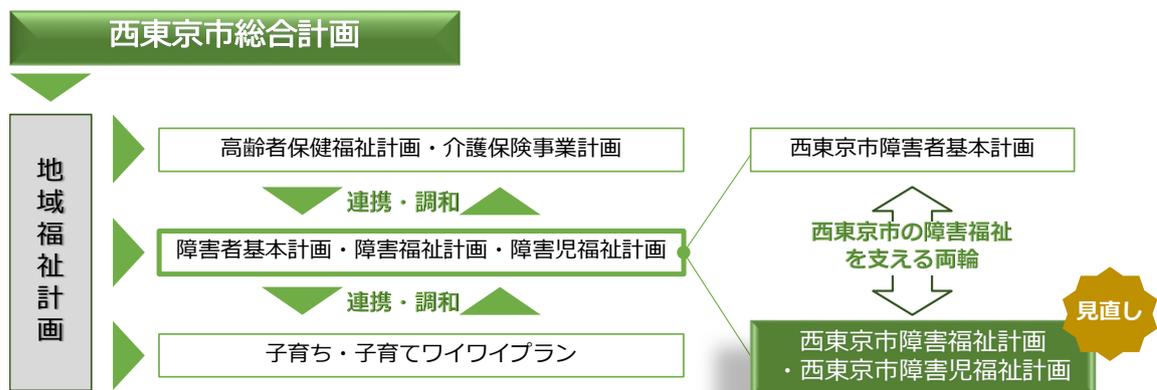


(3) 本市における計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、障害者（児）福祉サービス等の見込み量等を定める市町村計画に位置付けられています。

本市では、本計画の他に、障害者基本法第 11 条に基づく「西東京市障害者基本計画」を定めており、障害福祉サービス等の見込み量を定める本計画と調和を保ちながら、市における障害福祉施策を推進しています。

また、本市における福祉施策の分野横断的な計画として、社会福祉法第 107 条に基づく「西東京市地域福祉計画」を定めており、介護や子育て、健康づくりなどの関連計画との連携を図りながら「地域共生社会」の実現を目指しています。



2 計画期間

本計画は、2021 年度（令和 3 年度）から 2023 年度（令和 5 年度）までの 3 年間を計画期間としています。

	平成					令和							
	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
総合計画	第 2 次（前期）					第 2 次（後期）					第 3 次（前期）		
地域福祉計画	第 3 期					第 4 期					第 5 期		
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第 6 期		第 7 期			第 8 期			第 9 期				
障害者基本計画	（前期）					（後期）					（前期）		
障害福祉計画	第 4 期		第 5 期			第 6 期			第 7 期				
障害児福祉計画					第 1 期		第 2 期			第 3 期			
子育て・子育て ワイワイプラン	第 2 期												

西東京市版地域包括ケアシステムの完成

3 計画の対象

本市では、これまでも障害者手帳所持者や障害福祉サービス対象者に限らず、福祉制度の狭間にある方々やその家族等も支援の対象としてきました。

近年、障害者総合支援法の改正等に伴い、指定難病の拡大や、発達障害や高次脳機能障害への支援、医療的ケアを必要とする人や子どもへの支援など、支援を求める人の背景は多様になってきています。

西東京市版地域共生社会の実現に向けて、障害の有無や障害福祉サービスの利用の可否に着目するだけでなく、社会的障壁によって日常生活に生きづらさを感じている市民の不安や不満を解消することを目的に、障害福祉施策を推進していきます。

4 計画の策定経緯

本計画の策定にあたっては、市民や支援者、福祉事業者等の意見を踏まえつつ、西東京市地域自立支援協議会（計画策定部会）での協議を重ねてきました。

(1) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

① アンケート調査

計画策定に向けて、2019年10月時点で市内に在住する障害者および障害のある児童、特別支援教室・通級指導学級等に通う児童・生徒の保護者、本市が支給決定を行っている障害者が入居している市内外の入所施設を対象に、生活状況や福祉サービスの利用状況・意向を把握するためのアンケート調査を2019年10月から2020年2月にかけて実施しました。

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
身体障害者調査	身体障害者手帳所持者	910人	427件	46.9%
知的障害者調査	愛の手帳（療育手帳）所持者	215人	101件	47.0%
精神障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者	240人	77件	32.1%
自立支援医療費制度 受給者調査	自立支援医療（精神通院）を受けている方	100人	40件	40.0%
難病患者調査	難病医療費等助成対象疾病を患っている方	200人	95件	47.5%
発達障害者調査	発達障害と診断されたことがある方	50人	1件	2.0%
合 計		1,715人	741件	43.2%

※発達障害者調査については、回収数が少なく、統計的な有意性を担保できないことから、障害種別による結果を割愛しています。なお、調査全体集計には反映されています。

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
児童調査	障害者手帳を持っている、自立支援医療（精神通院）を受けている、難病医療費等の助成対象となっている児童・児童の保護者	300人	128件	42.7%
特別支援教育調査	障害の有無にかかわらず特別支援教育を受けている児童の保護者	101人	57件	56.4%
合 計		401人	185件	46.1%

対象種別	対象者	発送数	回収数	回収率
施設入所者調査	本市から支援決定を受けた方が入所している障害者施設	50件	36件	72.0%

②ヒアリング調査

計画策定に向けて、市内の当事者団体やサービス事業者を対象に、地域ニーズの実態や今後の活動方針、不足している公的支援を把握するためのヒアリング調査を2019年11月から2020年1月にかけて実施しました。

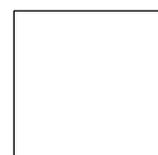
対象種別	内容	件数
当事者団体・家族会	親の会や障害種別の当事者団体など	11団体
特別支援学校	市内の児童・生徒が通う特別支援学校のPTA	3団体
事業者	市内に所在している各種サービス別の事業所（ヒアリンググループ） 在宅支援、生活介護、グループホーム、自立訓練、就労支援、相談支援、地域活動支援センター、児童発達支援、放課後等デイサービス	32事業所



(2) 西東京市地域自立支援協議会（策定部会）の実施

西東京市地域自立支援協議会の策定部会における協議の経過は以下の通りです。

年度	月日	協議内容
2020年 (令和2年)	6月29日	第1回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会 ・部会の設置に関する事 ・計画の全体方針、策定スケジュールに関する事 ・アンケート調査の結果概要に関する事
	7月29日	第2回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会 ・前期計画の振り返り ・次期計画の重点推進項目に関する事（1回目）
	8月28日	第3回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会 ・次期計画の重点推進項目に関する事（2回目） ・計画骨子に関する事
	10月9日	第4回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会
	10月30日	第5回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会
2021年 (令和3年)	2月3日	第6回 西東京市地域自立支援協議会 策定部会



(3) パブリックコメントの実施

①意見募集期間

令和2年●月●日(●)から令和2年●月●日(●)

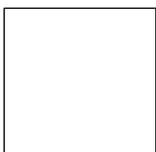
②意見募集方法

- ・*****。
- ・*****。

③意見提出件数など

- ・提出人数 : **人
- ・意見件数 : ***件

項目	主な意見	件数



第2章 計画の基本方針

1 課題整理

(1) 障害のある子どもへの支援の充実に関する施策

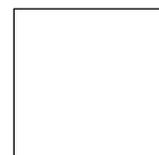
- ・アンケート結果によると、障害児福祉サービスへの満足度は「不満・やや不満」が48.4%と、「満足・やや満足」を上回っており、不満の解消・満足度の向上に向けた取組が必要になります。
- ・市内の児童発達支援へのニーズ把握及び今後の方向性について、「ステップアッププラン」として整理したが、児童発達支援センターについては、計画期間中に設置できていません。
- ・泉小学校跡地での事業所整備によって、ショートステイの受け皿の確保等は行ったものの、児童発達支援事業所や障害児を受け入れ可能なショートステイやレスパイト施策が依然として不足しています。
- ・事業所間における連携や、市との情報共有の仕組みをさらに充実し、多様な障害のある子どもへの対応力や、事業実施に向けた協力体制を強化する必要があります。

(2) 地域で安心して暮らせるまちづくりに関する施策

- ・アンケート結果によると、障害福祉サービスへの満足度は「満足・やや満足」が23.4%と、「不満・やや不満」を上回っています。
- ・一方で、過去1年間の障害を理由とした差別や偏見を受けた経験については、「たまに感じる・いつも感じる」が障害者で31.6%、障害児では71.1%となっており、差別解消に向けた取組が必要です。
- ・地域生活支援拠点を中心とした、本市における障害のある人の地域生活の充実に向けた議論や、事業所間の情報共有、連携等が十分になされていません。
- ・生活介護や就労継続支援等の、障害のある人の地域生活に不可欠な日中活動支援に関するサービスが不足しています。
- ・障害に対する差別や偏見について、特定の場所や年代において差別を受けていると感じる人が増えており、地域全体の課題としての解消に向けた理解促進が必要となります。

(3) 相談支援体制の充実に関する施策

- ・アンケート結果によると、「基幹相談支援センター・えぼっく」（2020年10月より「基幹相談支援センター」）の認知度は20.2%となっており、認知度の向上と利用促進の取り組みが必要です。
- ・2つの基幹相談支援センターにおける役割の明確化と、各相談支援事業所における専門性の向上を図る必要があります。



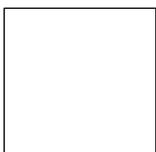
- ・相談支援や障害福祉サービスに関する情報を入手することが困難な、特定の福祉課題を抱えている障害のある人やその家族に対する支援が不足しています。
- ・障害福祉サービスの利用の有無や、障害の有無に関わらず、地域での生活等に困った人が活用しやすい情報入手方法を検討し、実践していく必要があります。

(4) 障害のある人の社会参加の推進に関する施策

- ・アンケート結果によると、65歳未満の就労率は51.4%となっており、就労を希望する人の支援や就労環境の整備が必要になります。
- ・また、地域における居心地の良い場所の有無については、18歳以上で居心地の良い場所が「ある」と回答した人は17.0%となっており、地域の様々な主体における居場所づくりが必要となってきます。
- ・利用者の障害特性の多様化に対して、福祉的就労の場における対応力の強化が必要です。
- ・就労移行支援や就労定着支援の活用を促進させ、一般就労に向けた選択肢のさらなる拡大が必要です。
- ・就労以外の地域における活動や個々人の趣味の活動を充実させ、障害のある人が多様な選択肢の中から地域での過ごし方を選べる環境づくりが必要です。

(5) 障害者の高齢化への対応に関する施策

- ・介護分野における地域包括ケアシステムの構築との整合を図りながら、障害のある高齢の方の地域生活と支援体制の構築をすることについての検討や協議が不十分です。
- ・介護サービス事業所や従事者と、障害福祉サービス事業者や従事者の連携や情報共有を進めることで、サービスの均一化やスムーズなサービス移行を図る必要があります。



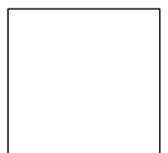
2 今後3年間の重点推進項目

重点推進項目1 障害のある子どもへの支援の充実

- 児童発達支援センターの設置及び新規事業所との連携
 - ・ 児童発達支援センターを設置し、センターを中心として、障害のある子どもや発達に不安を抱える保護者を支えるために、関係機関との連携体制を充実させます。
 - ・ 既存事業所に加えて、新たに誘致する児童発達支援事業所とも連携を図り、地域における発達支援に係る環境を整えます。

- 重症心身障害児・医療的ケア児・発達障害児等への支援の充実
 - ・ 市内の重症心身障害児や医療的ケア児の実態や支援体制の把握を行い、地域課題の分析を行います。
 - ・ 重症心身障害児在宅レスパイト事業の実施に向けて、利用ニーズの把握と実施体制の確保を行います。
 - ・ 医療的ケア児支援に係るコーディネート機能を充実させ、子どもの成長に伴う切れ目のない支援体制の構築を目指します。
 - ・ 発達障害のある子どもの保護者への支援であるペアレントメンター事業や、障害のある子どもの保護者を対象としたピアカウンセリング事業の周知を図り、子どもの発達や成育に悩みや課題を抱えている保護者をつなげます。

- 利用しやすい施設に向けた連携の強化
 - ・ 事業所連絡会などをはじめとする、既存の事業所間における情報共有や課題解決のための連携体制を強化し、児童・生徒や保護者が利用しやすい施設づくりに向けた質の向上を図ります。
 - ・ 市内において連携を図り、既存の地域資源を活用した障害児通所支援事業等の実施の可能性を検討します。



重点推進項目 2 地域で安心して暮らせるまちづくりの推進

● 日中活動の場の充実

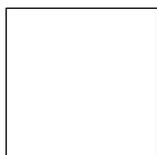
- ・ 泉小学校跡地における施設整備により、日中サービス支援型指定共同生活援助の体制を構築することで、地域生活を希望する利用者に対する包括的な支援の場を確保します。
- ・ 日中活動サービスを必要とする人への支援の拡充に向けて、本市における障害のある人の地域生活のあり方等を検討し、生活介護や就労継続支援等の拡大に向けて、既存事業所の活用や新規事業所の確保等を行います。

● 地域生活支援拠点を中心とした切れ目のない地域生活への支援の拡充

- ・ 今後の障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域で障害のある人やその家族が安心して生活することができるように、障害のある人を支える多様な資源の結びつきを高め、地域における障害福祉サービス事業所間の連携体制を構築し、地域が丸となって、抱えている課題に向き合い解決を図るための地域生活支援拠点の整備を進めていきます。
- ・ 地域生活支援拠点や、地域の相談支援の中核的役割を担う市内の2つの基幹相談支援センターと3つの地域活動支援センター、それぞれの特性を生かした連携に加え、各相談支援事業所等の後方支援を図りながら、障害のある人への適切な支援を進めていきます。

● 地域の多様な主体を巻き込んだ障害理解の促進

- ・ 地域の住民活動団体や、飲食店・商業施設・不動産業者・交通事業者など、障害のある人が地域で生活に必要な関係機関との連携を強化し、地域における障害理解促進のための情報共有や研修等を実施します。
- ・ 中学校等で実施している障害理解のための出前講座等を拡充するとともに、多くの市民に対して障害や障害のある人に対する正しい知識や理解を身につけてもらうために、庁内の関係部署や関係機関との連携を図り、多角的な理解促進活動を実施します。



重点推進項目 3 相談支援体制の充実

●相談支援体制の拡充

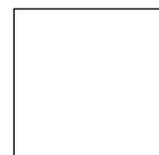
- ・本市が目指す全世代型の「西東京市版地域共生社会」の実現に向けて、年齢や生活状況を問わず、市民が自身の選択や希望に応じた適切な支援を受けられるように、高齢福祉分野や児童福祉分野などの関係機関と連携した包括的な相談支援体制を構築します。
- ・相談支援の質の向上を図るために、一人ひとりの状況に応じたわかりやすい情報提供を行うとともに、将来的に必要な支援やサービスを相談者に寄り添いながら検討していきます。
- ・地域生活支援拠点の整備に伴い、地域における相談支援体制の見直しを図り、市民にとってわかりやすい相談窓口の情報提供を充実します。
- ・発達障害や難病に関する市内の相談支援体制の強化を図り、必要に応じて東京都や医療機関と連携して相談支援の質の向上を図ります。

●特定の困難を抱えている人への情報提供支援

- ・経済的な困窮や、子育てや高齢者家族の介護といったダブルケアの介護者負担など、難しい生活課題を抱えている障害のある人やその家族に対して、市からの情報提供や積極的な訪問相談等を行い、必要な支援につなげるためのアウトリーチを行います。

●市民にとってわかりやすい情報発信

- ・令和2年度に見直した「障害者のしおり」をはじめ、市の障害福祉サービスに関するホームページなどを見直しを進め、障害の特性や年齢などに関わらず、あらゆる人にとってわかりやすい情報発信を行います。
- ・障害福祉の中心となる基幹相談支援センターや地域生活支援拠点に関する情報は、市の広報など市内の関係部署で発行する広報物を通じて積極的に発信するよう働きかけます。
- ・障害者の ICT 活用に向けた教室の開催等を拡充させ、障害のある人が主体的に情報取得を行うための支援を充実します。



重点推進項目 4 障害のある人の社会参加の推進

●多様な障害に対応できる就労支援体制の構築

- ・発達障害や医療的ケアの必要性など、多様化している障害に対して、就労支援体制の対応力を向上させ、より多くの人々が、希望する就労環境で働くことができるように、事業所の支援体制の強化を図ります。
- ・障害のある人が必要とするサービスも多様化してきている中で、スムーズに支援を提供できるよう、「就労支援センター・一歩」や、「基幹相談支援センター・えぼっく」、障害福祉サービス事業所等、関係機関の連携の強化を図ります。

●庁内における障害者の就労機会創出

- ・平成 27 年度から取り組んでいる庁内における障害のある人の臨時職員としての雇用について、引き続き人事採用部門と連携した採用活動の促進を行います。
- ・他の自治体における障害者雇用と活躍の場づくりに関する先進的な取組の調査・研究を行い、庁内における障害者雇用のあり方に関する見直しを進めます。

●多様な社会参加の場づくり

- ・障害者スポーツ支援事業や、既存の地域生活支援事業の充実を図るとともに、障害者アートや作品展といった文化・芸術活動の機会の創出を図ります。
- ・障害のある人への理解促進や居場所づくり等に関する市民の主体的な活動の活性化を目指して、庁内の関係部署と連携して、活動への支援や協働を実現する体制を整えます。



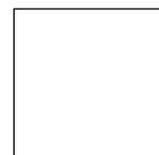
重点推進項目 5 障害者の高齢化への対応

●サービス移行についての丁寧な情報提供と移行準備の充実

- ・65歳を迎え介護保険サービスへの移行にあたっては、1年以上前から動き出し、ケアマネジャーとのマッチングや施設見学・体験を行い、サービス移行に向けた準備を支援しています。本人や家族の希望や心身の状態によって、移行準備が難しいケースについては、基幹相談支援センターが関わりながら相談支援専門員とともに対応し、本人やその家族の方の理解を得ながら丁寧に進めていきます。

●障害福祉と介護保険の連携強化

- ・65歳以上の障害のある人に対する支援について、ケアマネジャーや相談支援専門員の情報共有・連携の仕組みを強化するとともに、庁内の関係部署や関係機関との連携体制をさらに強化し、障害のある人が高齢になっても、本人やその家族が希望する生活を実現するための体制を維持・強化します。
- ・介護保険サービスに類似するサービスのある障害福祉サービスについて、介護保険サービス等の関係機関と連携するなど地域資源を活用し、介護保険サービスへの移行に伴う事業所間の丁寧な引継ぎに加え、障害のある人へのリハビリテーションや高次脳機能障害、軽度外傷性脳損傷（MTBI）等に関する専門性の高い内容の情報共有を図るなど、介護保険に移行後も障害のある人一人ひとりに適した支援やサービスを継続して提供し、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、包括的な地域づくりを推進します。



3 国の基本指針に基づく指標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項 目	基準値	目標値
施設入所者の地域生活への移行数 ※R1 末時点の6%以上	1 人	8 人 (R5 末)
施設入所者数の削減数 ※R1 末時点の1.6%以上	6 人	2 人減 (R5 末)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

本市では、全世代型地域包括ケアシステムの構築を目指しており、障害の有無や種別に限らず、全ての市民にとって暮らしやすいまちづくりを進めています。

このため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築は、全世代型地域包括ケアシステムの完成を以って達成します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

項 目	基準値	目標値
地域生活支援拠点施設の整備	未	1 箇所以上
年1回以上の運用状況のPDCA	未	1 回以上

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

項 目	基準値	目標値
福祉施設利用者の一般就労への移行数 ※R1 年度末の移行実績の1.27 倍	34	43
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1 年度末の移行実績の1.30 倍	20	26
就労継続支援 A 型事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1 年度末の移行実績の1.26 倍とする	2	3
就労継続支援 B 型事業を通じた一般就労への移行者数 ※R1 年度末の移行実績の1.23 倍とする	2	3
就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の内、 7 割が就労定着支援事業を利用する	10	70%以上
就労定着支援事業所の内、就労定着率が8 割以上の事業所を 全体の7 割以上とする	66.7%	70%以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

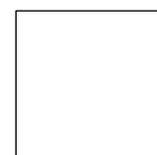
項 目	基準値	目標値
児童発達支援センターを1箇所以上設置	未	1箇所以上
児童発達支援センター等における保育所等訪問支援の実施体制の整備	未	実施
重症心身障害児を支援する児童発達支援および放課後等デイサービスの事業所を1箇所ずつ以上	未	児発：1 放デイ：1
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	なし	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	配置

(6) 相談支援体制の充実・強化など

現在実施している相談支援部会を活用しながら、相談支援体制の充実・強化に向けた体制の確保を進めます。

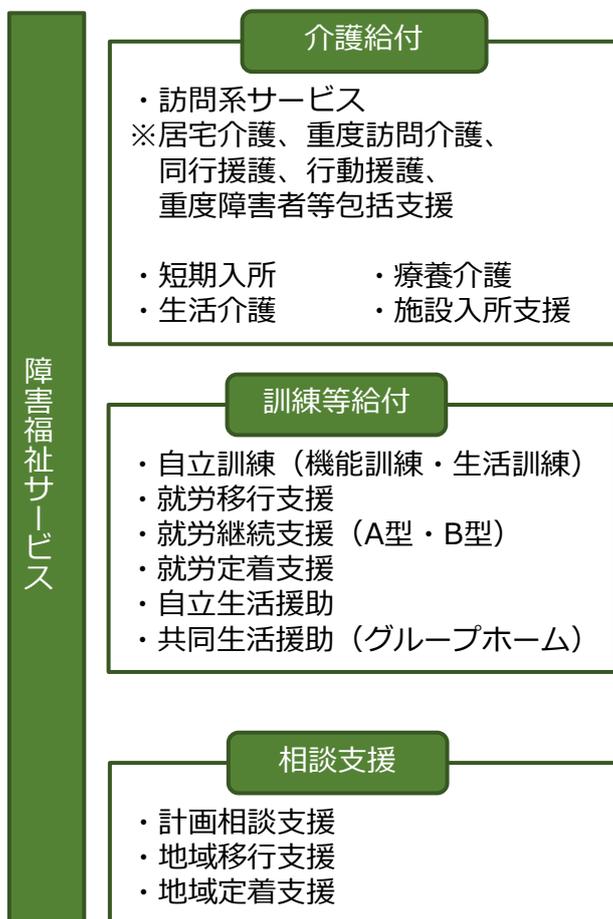
(7) 障害福祉サービスの質の向上

現在実施している障害福祉サービス事業所連絡会を活用しながら、サービスの質の向上に向けた体制の構築を進めます。



第3章 障害福祉サービスの見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害福祉サービスを次のように区分して整理しています。



1 介護給付

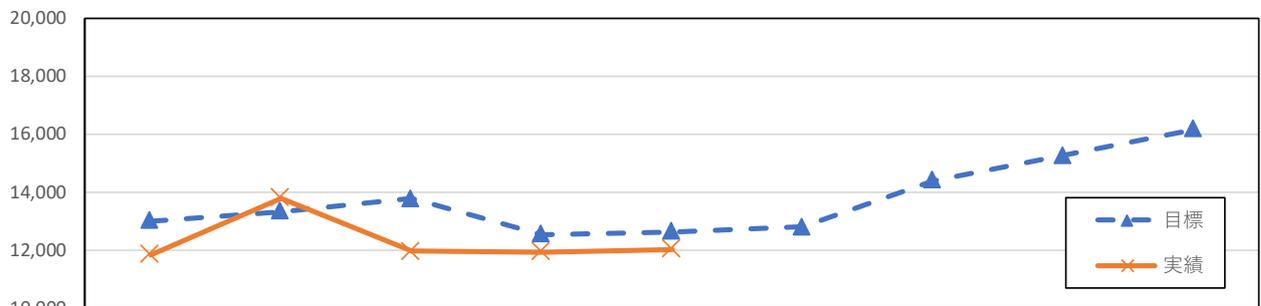
(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、次の5つのサービスを統合したものです。

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、自宅で、入浴や排せつ、食事などの介助を行います。
重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難がある方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行います。
行動援護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などを行います。
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供します。

< 実績と目標～訪問系サービス～ >

(利用時間/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	12,997	13,339	13,767	12,540	12,624	12,792	14,400	15,264	16,180
実績	11,846	13,802	11,961	11,931	12,035				

▼参考 (利用者数/月)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	152	156	161	149	150	152	166	176	187
実績	140	164	130	138	148				



① 利用実績と今後の見込み

訪問系サービスは、令和元年度実績の利用者数は 148 人/月、総利用時間は 12,035 時間でした。第 6 期計画においては、令和 5 年度の利用者を 187 人、総利用時間は 16,180 時間と見込みます。

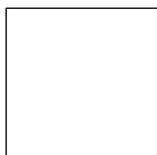
② 見込み量算出の背景

訪問系サービスの利用者数・利用時間は平成 29 年度以降、減少傾向にありましたが、同時に当該の障害福祉サービス事業所が減ったことが要因の一つとして考えられます。

障害のある人の高齢化や、在宅での生活ニーズは高いことから、在宅生活を支えるサービスの需要は潜在的にあることを踏まえて算出しています。

③ 確保の方策

増加するサービス利用量に対応するため、介護保険事業者等への情報提供を進め、障害福祉サービスの訪問系サービスへの参入を促します。また、ホームヘルパーの人材確保に向け、民間事業者が行うヘルパー養成講座への支援等を行います。

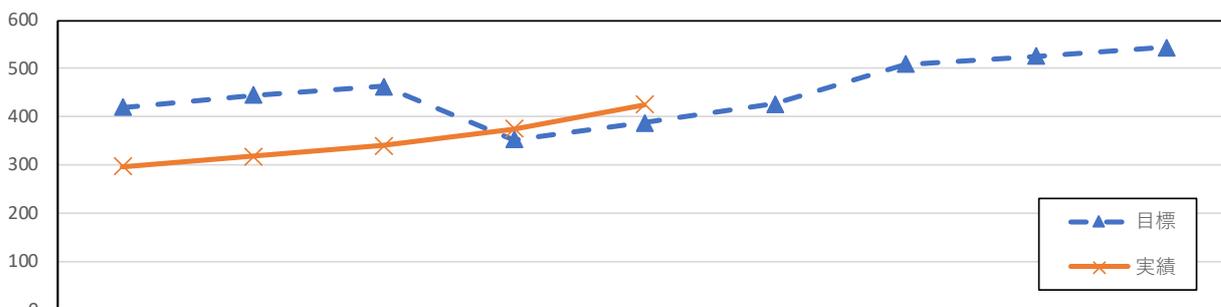


(2) 短期入所（福祉型・医療型）

短期入所は、在宅の障害者(児)を介護する方が病気の場合などに、障害者(児)が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

< 実績と目標～短期入所（福祉型）～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	419	444	462	352	387	426	509	526	543
実績	297	317	339	375	425				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	53	56	58	86	94	104	85	88	91
実績	52	77	60	66	64				

① 利用実績と今後の見込み

短期入所（福祉型）は、令和元年度実績の利用者数は64人/月、総利用日数は425人日でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を91人/月、総利用日数は543人日と見込みます。

② 見込み量算出の背景

短期入所（福祉型）は、経年で利用実績（総利用日数）が増加しています。

1人あたりの利用日数を直近の平均値から「6.0回/月」と設定して、利用者数は引き続き増加することを見込んで算出しています。

③ 確保の方策

市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。



< 実績と目標～短期入所（医療型）～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	36	39	42	55	55	55	62	62	62
実績	49	55	50	47	51				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	12	13	14	9	9	9	12	12	12
実績	6	9	8	9	12				

④ 利用実績と今後の見込み

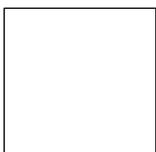
短期入所（医療型）は、令和元年度実績の利用者数は12人/月、総利用日数は51人日でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を12人/月、総利用日数は62人日と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

短期入所（医療型）は、経年で50～60人日/月前後の水準で横ばいとなっています。今後も、現在のニーズが維持されるものとして算出しています。

⑥ 確保の方策

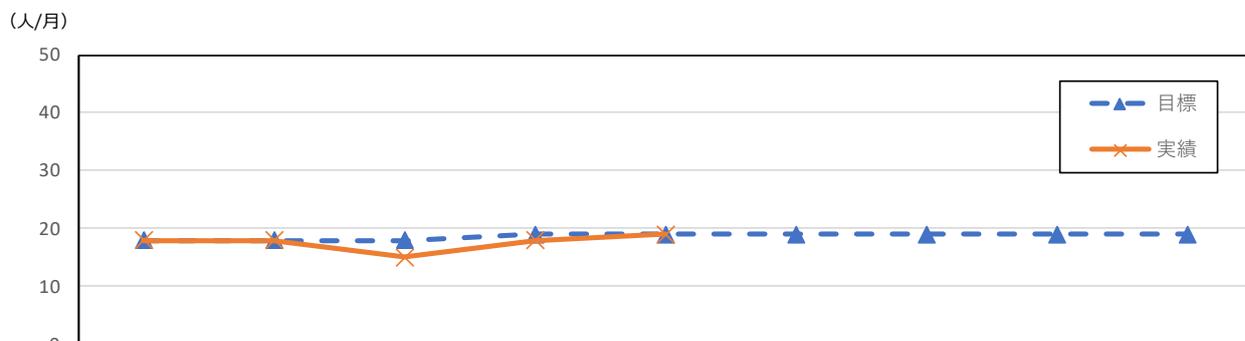
市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。



(3) 療養介護

療養介護は、医療が必要な方で、常に介護を必要とする方に、主に昼間病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。

＜ 実績と目標～療養介護～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	18	18	18	19	19	19	19	19	19
実績	18	18	15	18	19				

① 利用実績と今後の見込み

療養介護は、令和元年度実績の利用者数は19人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を19人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

療養介護は、経年で18～19人/月の利用で推移しています。

今後も、現在のニーズが維持されるものとして算出しています。

③ 確保の方策

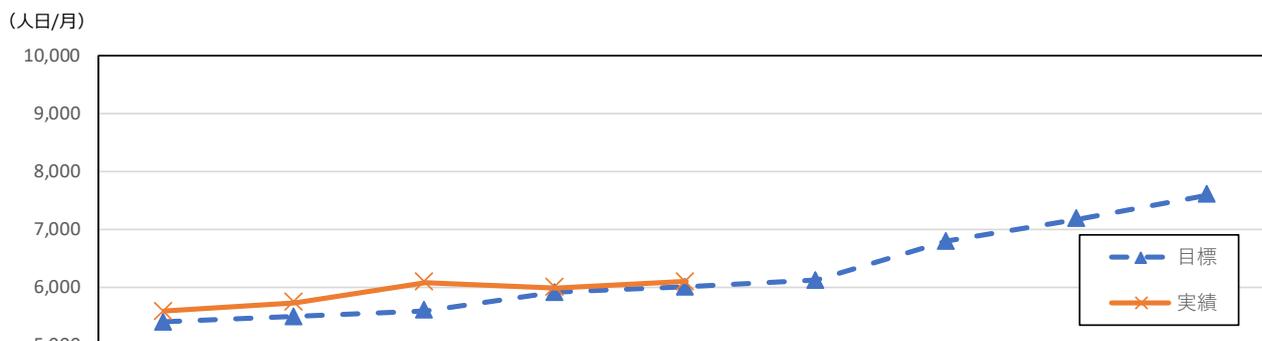
今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。



(4) 生活介護

生活介護は、常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供するサービスです。

＜ 実績と目標～生活介護～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	5,401	5,496	5,591	5,909	6,007	6,125	6,792	7,183	7,597
実績	5,582	5,732	6,083	5,988	6,100				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	283	288	293	301	306	312	339	359	380
実績	281	292	287	302	321				

① 利用実績と今後の見込み

生活介護は、令和元年度実績の利用者数は 321 人/月、総利用日数は 6,100 人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を 380 人/月、総利用日数を 7,597 人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

生活介護は、平成29年度以降、総利用日数が6,000人日/月を前後して推移していますが、利用者数は経年で増加しています。

一人当たりの利用日数が減少しても、利用者数が伸びていることから、潜在的な利用ニーズは高いと捉え、利用者数が増加するものとして算出しています。

③ 確保の方策

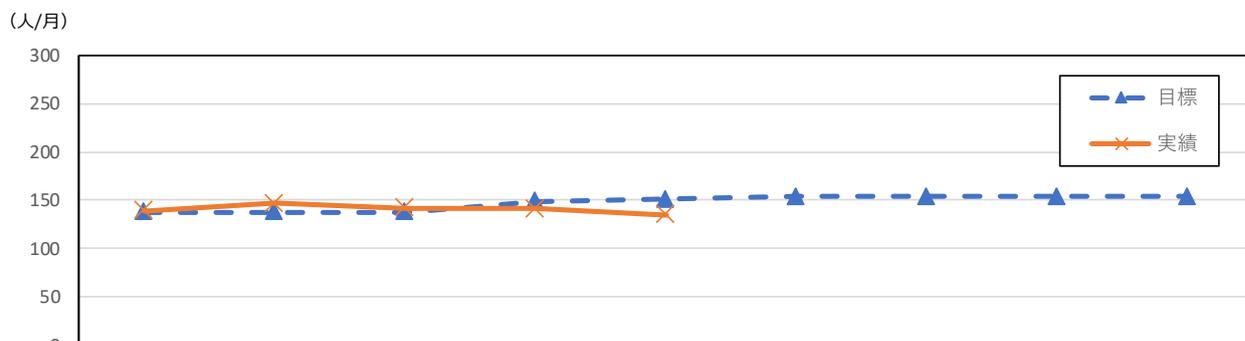
市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていきます。



(5) 施設入所支援

施設入所支援は、施設に入所する障害者に対し、主として夜間に入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～施設入所支援～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	138	138	138	149	151	154	154	154	154
実績	139	147	142	141	135				

① 利用実績と今後の見込み

施設入所支援は、令和元年度実績の利用者数は135人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を154人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

施設入所支援は、新規の施設整備が制限されている中で、障害のある人の地域での生活環境の充実を目指す本市においては、現状の支援数を維持しながら、入所者の地域移行と、新規の利用者のバランスを見ながら適切な量を見定めていきます。

③ 確保の方策

国が示す基本方針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難であり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談等に取り組めます。



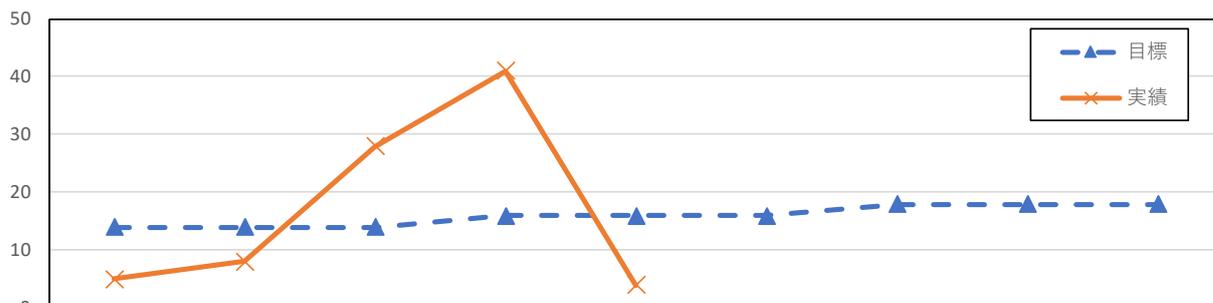
2 訓練等給付

(1) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立訓練は、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。

< 実績と目標～自立訓練（機能訓練）～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	14	14	14	16	16	16	18	18	18
実績	5	8	28	41	4				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	2	2	2	2	2	2	3	3	3
実績	1	1	2	1	1				

① 利用実績と今後の見込み

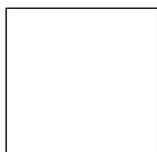
機能訓練は、令和元年度実績の利用者数は1人/月、総利用日数は4人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を3人/月、総利用日数を18人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

機能訓練は、市内に既存の事業所がないことから、市外のサービス提供体制に依存している状況です。市内には地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター）におけるリハビリテーションの活用が進んでいることから、現状のニーズへの体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

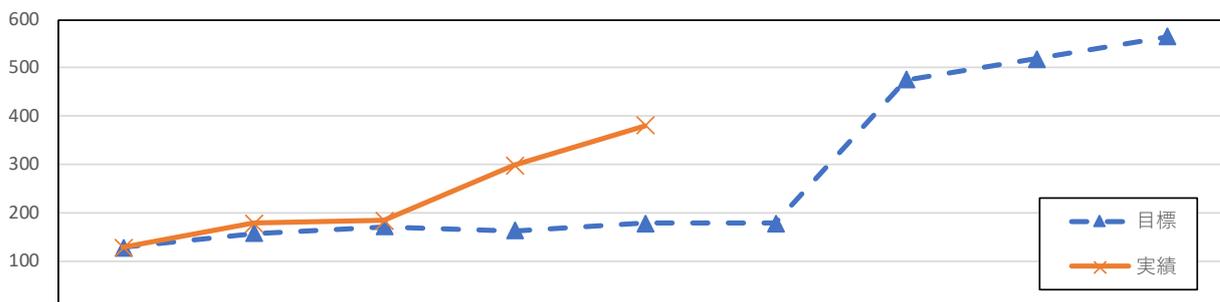
③ 確保の方策

引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めて行きます。



＜ 実績と目標～自立訓練（生活訓練）～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	128	157	171	162	178	178	475	518	565
実績	128	178	183	298	380				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	9	11	12	10	11	11	30	33	36
実績	8	11	12	22	29				

④ 利用実績と今後の見込み

生活訓練は、令和元年度実績の利用者数は 29 人/月、総利用日数は 380 人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を 36 人/月、総利用日数を 565 人日/月と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

生活訓練は、精神障害のある人の増加に伴い、利用実績が大幅に伸びています。今後も、手帳所持者は増加することが見込まれることや、潜在的なニーズが高いことから、平成29年度から令和元年度にかけての利用の伸びは継続するものとみて算出しています。

⑥ 確保の方策

今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。

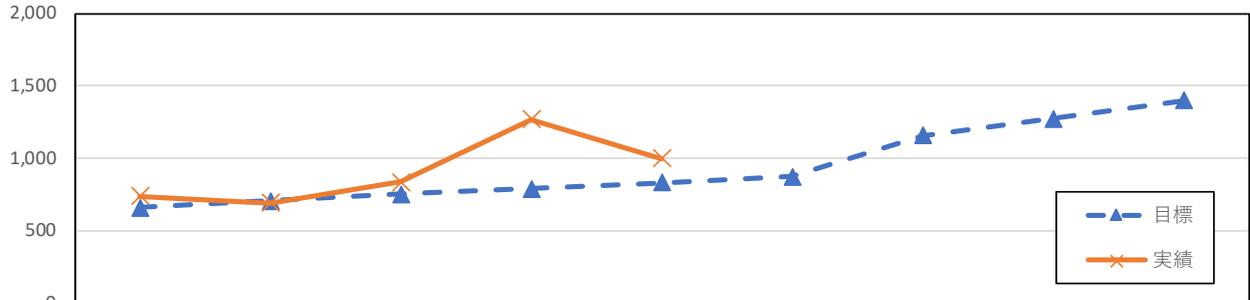


(2) 就労移行支援

就労移行支援は、通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練を行うサービスです。

< 実績と目標～就労移行支援～ >

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	655	703	751	787	829	871	1,156	1,271	1,398
実績	736	688	833	1,266	997				

▼参考 (利用者数)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	41	44	47	48	51	53	70	77	85
実績	49	38	52	75	60				

① 利用実績と今後の見込み

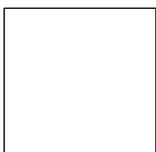
就労移行支援は、令和元年度実績の利用者数は 60 人/月、総利用日数は 997 人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を 85 人/月、総利用日数を 1,398 人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

就労移行支援は、平成 29 年度から令和元年度にかけて利用実績が目標値を大きく上回っています。令和元年度に就労移行支援事業所が整備されたことも踏まえ、利用ニーズはさらに高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

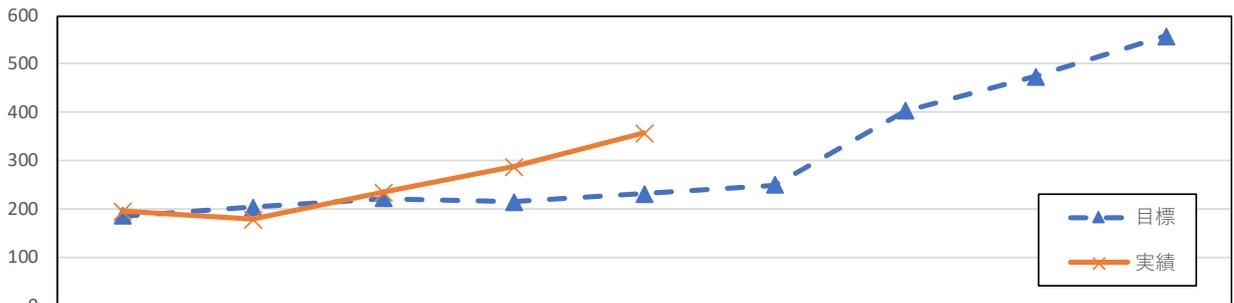


(3) 就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援は、通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。雇用契約を伴うA型と、雇用契約を伴わないB型があります。

＜ 実績と目標～就労継続支援（A型）～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	184	203	221	214	231	249	403	474	557
実績	195	178	234	287	357				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	10	11	12	12	13	14	21	25	29
実績	9	10	13	15	18				

① 利用実績と今後の見込み

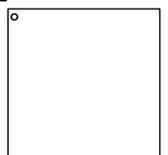
就労継続支援（A型）は、令和元年度実績の利用者数は18人/月、総利用日数は357人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を29人/月、総利用日数を557人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

就労継続支援（A型）は、市内に既存の事業所がないことから、市外のサービス提供体制に依存している状況です。平成29年度以降、利用実績が目標値を上回る水準で増加傾向にあり、今後も利用ニーズは高まることを見据えて算出しています。

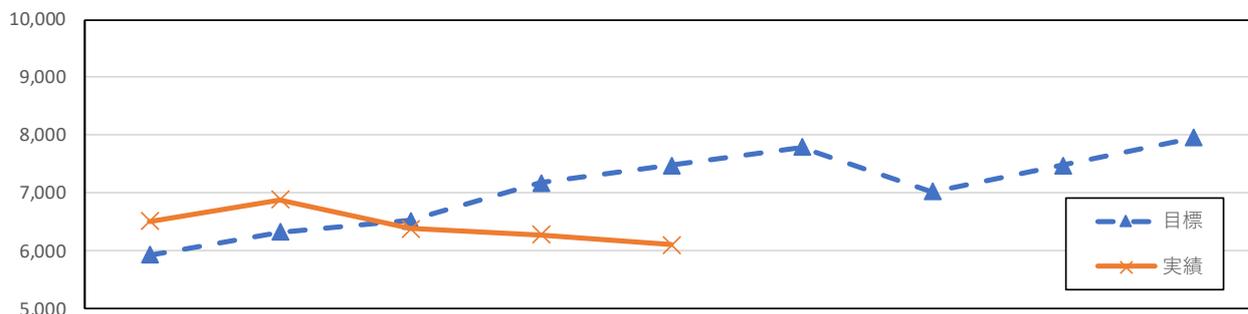
③ 確保の方策

近隣地域においても事業所の撤退等の動きがみられるため、需要を見極めたうえで、必要に応じて事業所の誘致等に取り組みます。また、引き続き「就労支援センター・一歩」を中心とした就労支援体制などにより、より就労しやすい環境づくりを目指していきます。



＜ 実績と目標～就労継続支援（B型）～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	5,931	6,325	6,523	7,179	7,481	7,800	7,024	7,477	7,959
実績	6,512	6,886	6,390	6,283	6,108				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	371	390	408	407	424	442	426	453	482
実績	374	390	353	390	400				

④ 利用実績と今後の見込み

就労継続支援（B型）は、令和元年度実績の利用者数は400人/月、総利用日数は6,108人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を482人/月、総利用日数を7,959人日/月と見込みます。

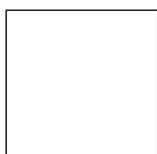
⑤ 見込み量算出の背景

就労継続支援（B型）は、平成29年度以降、利用実績が目標を下回っていますが、平成30年度から令和元年度にかけての新規の施設整備がなかったため、提供量が不足していたことが要因の1つと考えられます。

令和2年度に新規の施設整備がなされたことから、潜在的な利用ニーズが充足されるとみて算出しています。

⑥ 確保の方策

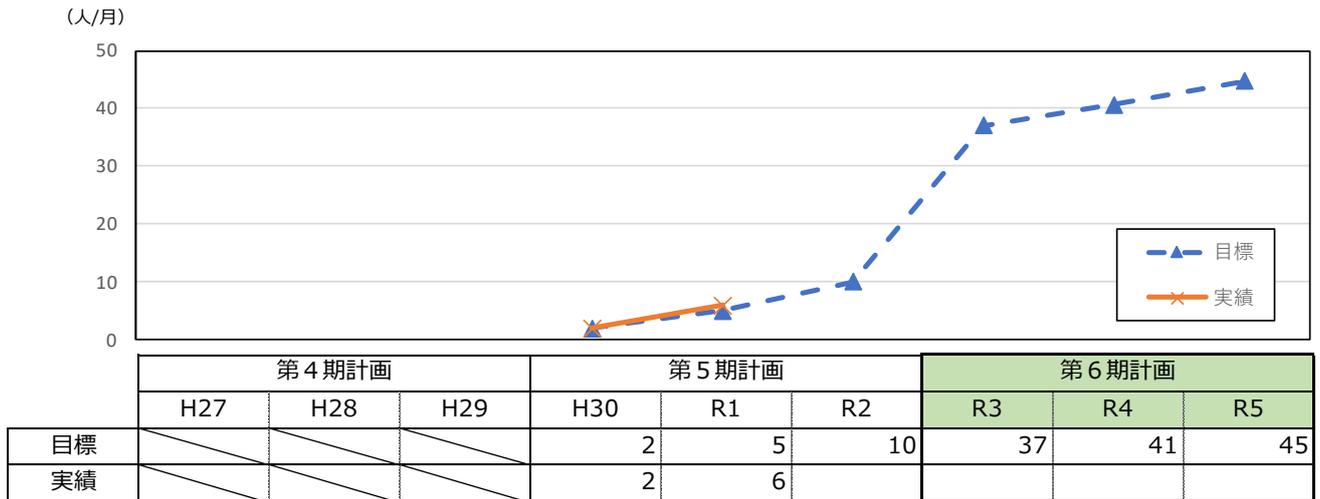
就労継続支援（B型）は、市内のいくつかの事業所では満員に近く、これ以上の利用者の受け入れは難しいとの意見もあります。近隣の特別支援学校の卒業生など、今後も継続的に新規の利用希望者が見込まれるため、今後の新規参入支援などの方法や、既存事業所の事業拡大への効果的な支援策などについて引き続き検討していきます。



(4) 就労定着支援

就労定着支援は、就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した障害者で、就労に伴う環境変化などにより、生活面の課題が生じている方の相談を受け、必要な助言や、会社や関係機関などとの連絡調整を行うサービスです。

＜ 実績と目標～就労定着支援～ ＞



① 利用実績と今後の見込み

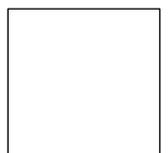
就労定着支援は、令和元年度実績の利用者数は6人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を45人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

就労定着支援は、平成30年度から新設された事業のため、利用実績はまだ少ない状況です。しかし、国の方針として就労移行支援とセットで活用することにより、障害のある人の就労支援を充実させる狙いがあるため、就労移行支援の増加にあわせて必要な提供量を算出しています。

③ 確保の方策

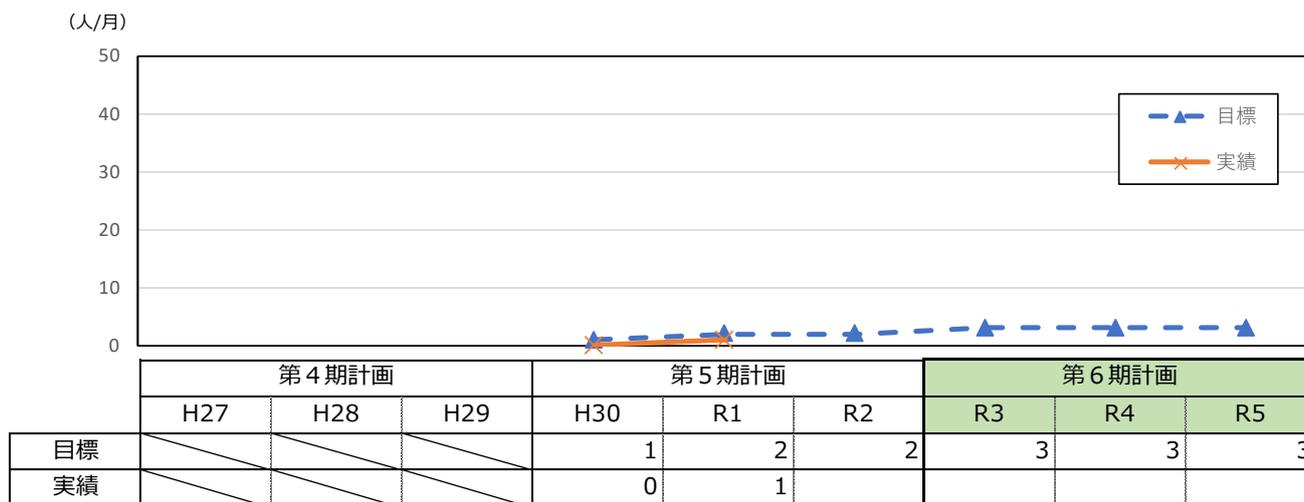
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。



(5) 自立生活援助

自立生活援助は、グループホームなどを利用していた方が、ひとり暮らしを始めたときに、そのお宅を定期的に訪問し、ふだんの生活に何か問題が起きていないかなどを確認し、必要な助言や医療機関などとの連絡調整を行うサービスです。

< 実績と目標～自立生活援助～ >



① 利用実績と今後の見込み

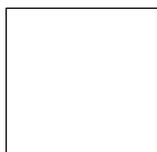
自立生活援助は、令和元年度実績の利用者数は1人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を3人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

自立生活援助は、平成30年度から新設された事業のため、利用実績はまだ少ない状況です。また、市内に提供事業所が無い場合、市外のサービス提供体制に依存している状況です。現状のニーズへの体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

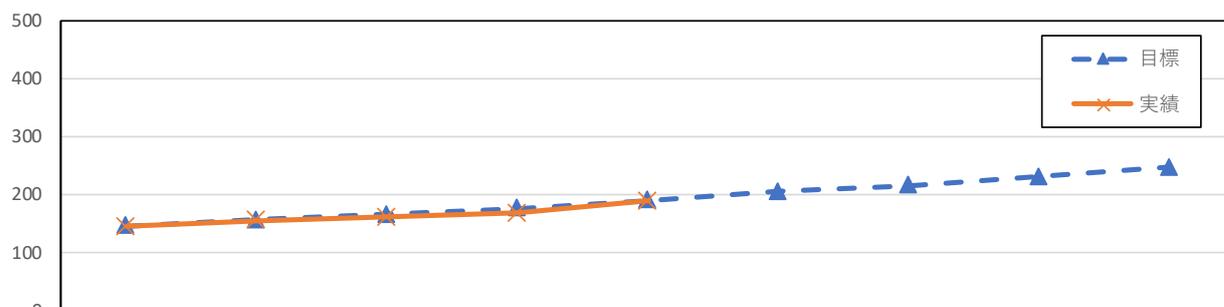


(6) 共同生活援助

共同生活援助は、共同生活を行う住居（グループホーム）に入居する障害者に対して、夜間や休日等に相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

< 実績と目標～共同生活援助～ >

(人/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	146	156	165	176	190	205	216	231	247
実績	145	155	161	168	189				

① 利用実績と今後の見込み

共同生活援助は、令和元年度実績の利用者数は189人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を247人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

共同生活援助は、経年の施設整備にあわせて利用実績も増加しており、障害のある人の増加や、障害児の成長・親元からの自立にあわせて、潜在的なニーズは高いことを踏まえ、今後もニーズは継続して高まるものとみて算出しています。

③ 確保の方策

グループホームの整備に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

身体障害者を主たる対象とするグループホームの整備には、バリアフリー化に対応するスペースや設備が必要となることや、身体介護等に複数名での介助が必要な場合があること等の課題がありますので、施設整備に関する土地確保について、東京都が進めている都有地活用による福祉インフラ整備事業の活用等を検討します。

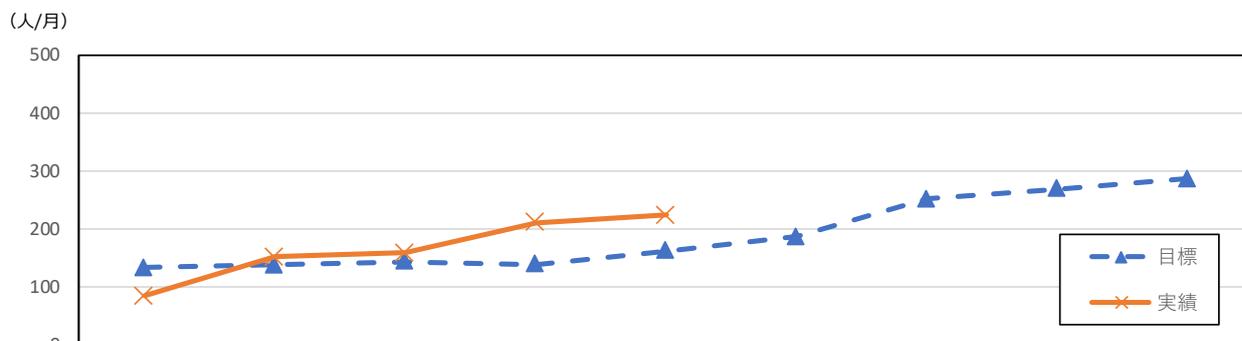


3 相談支援

(1) 計画相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用にあたり、その人に適した障害福祉サービスの利用計画の作成やモニタリング等の支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～計画相談支援～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	133	137	143	139	162	186	252	269	287
実績	84	152	158	211	224				

① 利用実績と今後の見込み

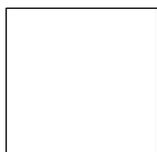
計画相談支援は、令和元年度実績の利用者数は224人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を287人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

計画相談支援は、障害者手帳所持者の増加に伴うサービス利用者の増加が見込まれることから、今後も経年で増加していくものとみて算出しています。

③ 確保の方策

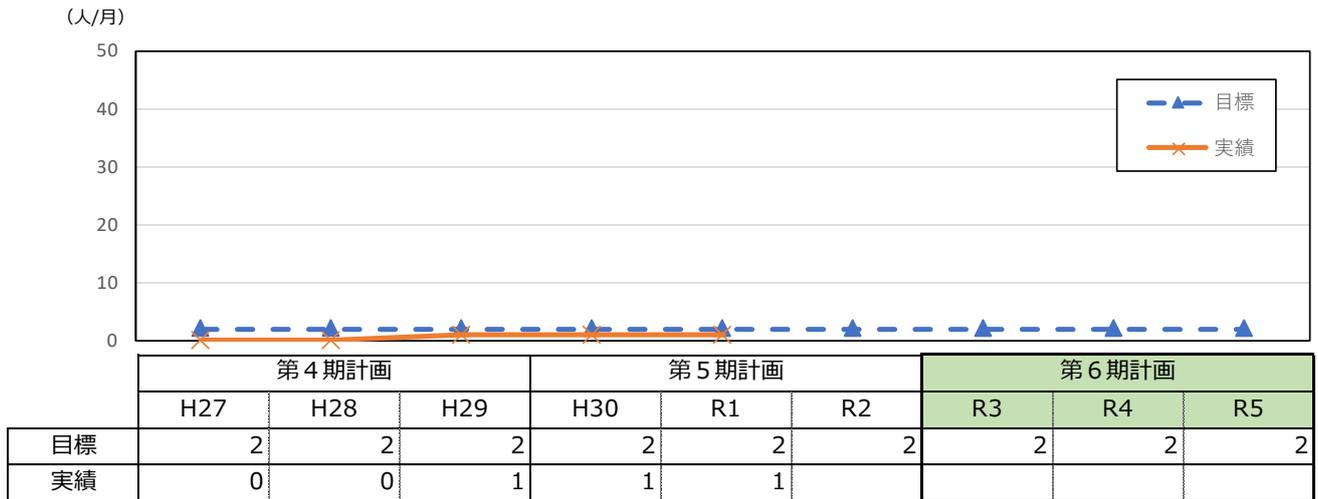
障害福祉サービスを利用する全ての障害者等がサービス等利用計画案を作成できるよう、市内外の相談支援事業所との連絡・調整を行うとともに、利用者に対してサービス等利用計画作成の案内を進めていきます。



(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

地域相談支援は、施設や病院に入所・入院している障害者に対して地域生活に移行するための支援を行ったり、地域で生活する障害者に対して地域生活を継続するための支援を行うサービスです。

< 実績と目標～地域相談支援（地域移行支援）～ >



① 利用実績と今後の見込み

地域移行支援は、令和元年度実績の利用者数は1人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を2人/月と見込みます。

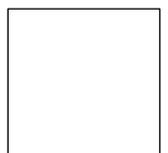
② 見込み量算出の背景

地域移行支援は、利用実績が低く、今後の見通しが立てにくいことから、現状のニーズへの体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

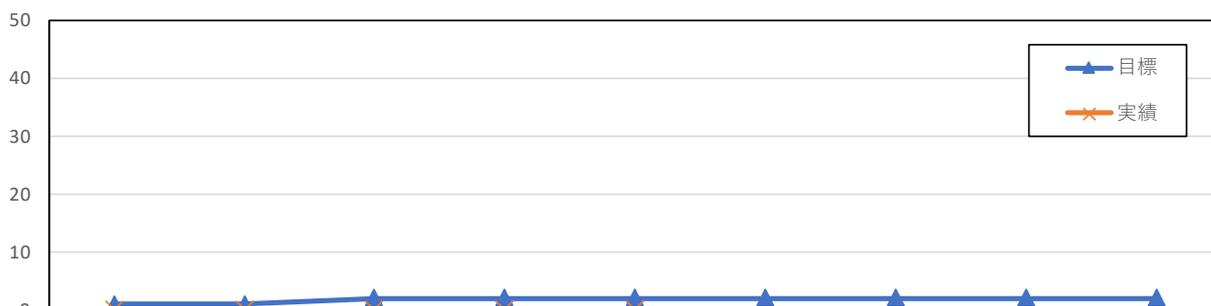
地域相談支援は、入所・入院からの地域生活への移行を支援するものですが、入所希望者数は増加する一方で、地域生活へ移行する方の数は年々減少している傾向を考えると、地域での生活の受け皿となるグループホーム等の体制整備が進まなければ、地域生活への移行の推進は困難であると考えられます。

そこで、地域生活への移行支援と並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討します。



< 実績と目標～地域相談支援（地域定着支援）～ >

(人/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1	1	2	2	2	2	2	2	2
実績	0	0	0	0	0	0			

④ 利用実績と今後の見込み

地域定着支援は、令和元年度実績の利用者数は0人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を2人/月と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

地域定着支援は、利用実績がなく、地域移行支援同様に、現状の体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

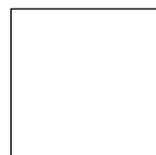
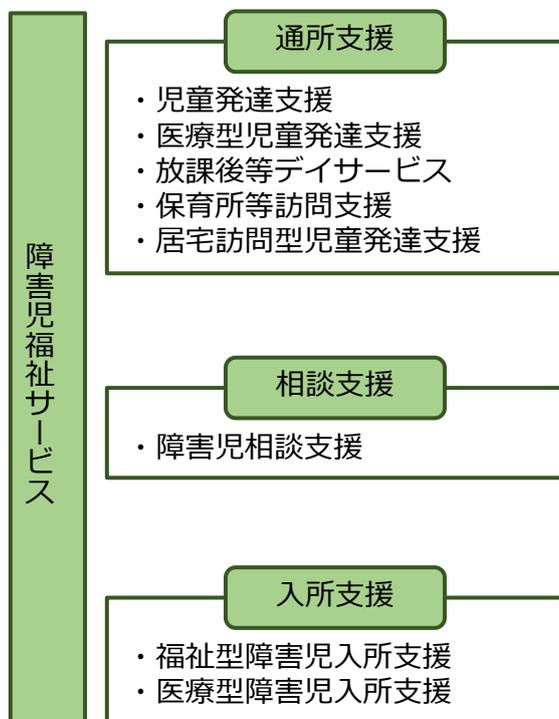
⑥ 確保の方策

地域移行支援と同様、並行して、グループホーム等の基盤の整備を検討します。



第4章 障害児福祉サービスの見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する障害児福祉サービスを次のように区分して整理しています。

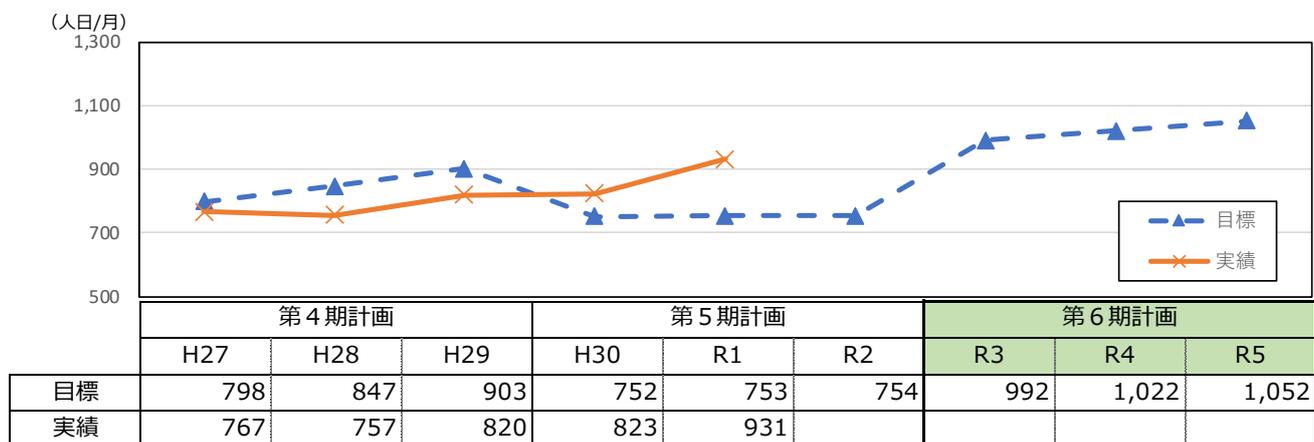


1 障害児通所支援

(1) 児童発達支援

児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～児童発達支援～ ＞



▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	114	121	129	145	150	156	164	169	174
実績	141	150	134	119	184				

① 利用実績と今後の見込み

児童発達支援は、令和元年度実績の利用者数は184人/月、総利用日数は931人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を174人/月、総利用日数を1,052人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

児童発達支援は、平成30年度以降、利用実績が目標を大きく上回っています。令和元年度については、一人当たりの利用回数が減ることで利用者数が大きく伸びており、総利用日数についても増加傾向にあります。

このことから、潜在的な利用ニーズは高く、今後の新規整備にあわせて利用実績も増加するものとみて算出しています。

③ 確保の方策

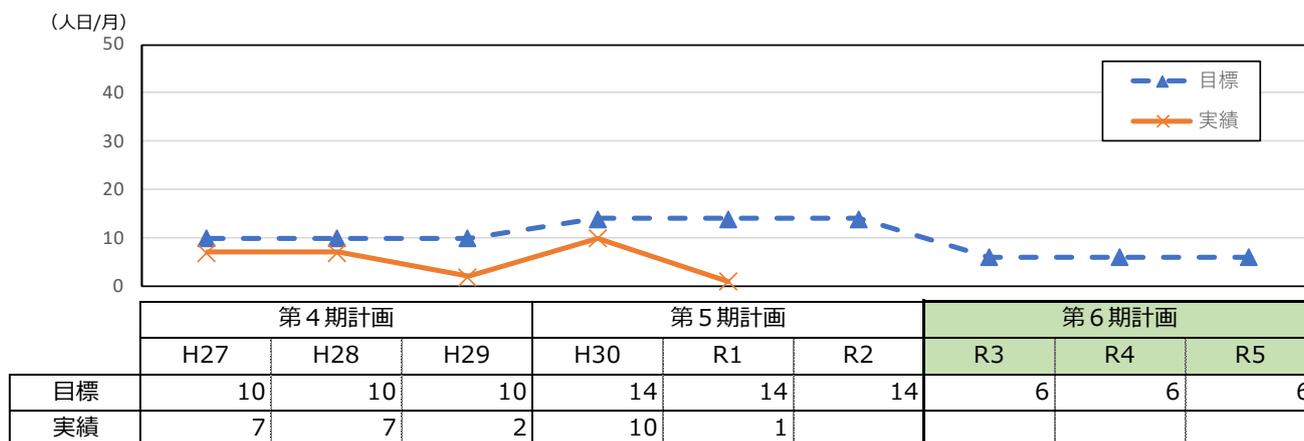
事業所の新規参入に向け、事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。

また、児童発達支援センター化への検討や保育所等訪問支援事業の試行実施等を行うとともに、療育事業の効率化及び発達支援コーディネーターの増員を図ることにより、市の役割、民間事業所との役割分担、連携によって、児童の発達に関する支援の充実を図ります。

(2) 医療型児童発達支援

医療型児童発達支援は、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行うサービスです。

< 実績と目標～医療型児童発達支援～ >



▼参考 (利用者数)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	2	2	2	2	2	2	2	2	2
実績	1	1	1	2	1				

① 利用実績と今後の見込み

医療型児童発達支援は、令和元年度実績の利用者数は1人/月、総利用日数は1人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を2人/月、総利用日数を6人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

医療型児童発達支援は、利用実績が低く、今後の見通しが立てにくいことから、現状の体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めたうえで、事業実施場所の確保に向け、引き続き、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。

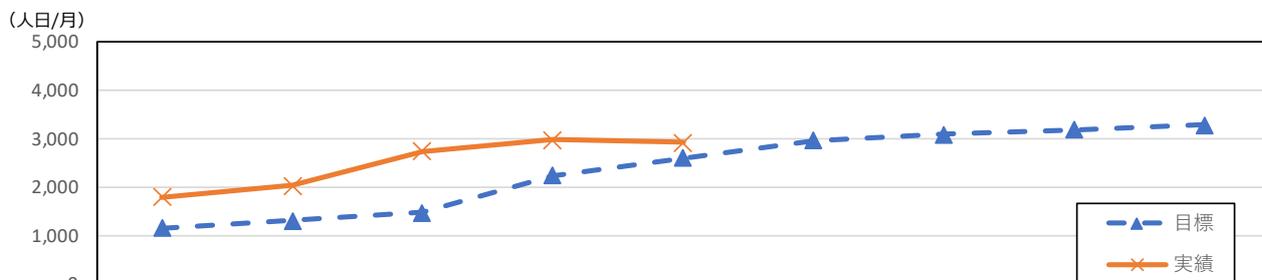
また、「こどもの発達センター・ひいらぎ」の現行のサービスに加え、医療的ケアを要する児童を対象とする児童発達支援事業所の設置が求められていることから、サービスを提供する民間事業所の誘致に取り組みます。



(3) 放課後等デイサービス

放課後等デイサービスは、学校の授業終了後や休校日に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。

＜ 実績と目標～放課後等デイサービス～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1,160	1,320	1,488	2,246	2,609	2,978	3,104	3,197	3,293
実績	1,805	2,046	2,743	2,987	2,927				

▼参考 (利用者数)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	145	165	186	359	417	476	282	291	299
実績	176	327	234	254	419				

① 利用実績と今後の見込み

放課後等デイサービスは、令和元年度実績の利用者数は 419 人/月、総利用日数は 2,927 人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を 299 人/月、総利用日数を 3,293 人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

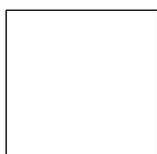
放課後等デイサービスは、平成27年度から実績が目標を上回ってきましたが、令和元年度までの施設整備によって、実績値と目標の乖離は解消しつつあります。

一人当たりの利用回数を直近平均の「11回/月」として、総利用日数を算出しています。

③ 確保の方策

今後も一定の需要増が見込まれますが、児童や保護者の状況に応じて、療育目的であれば放課後等デイサービス、指導・育成目的であれば放課後児童健全育成事業等の利用を促すなど、事業所とも連携した上で、サービスの適正な利用を促していきます。

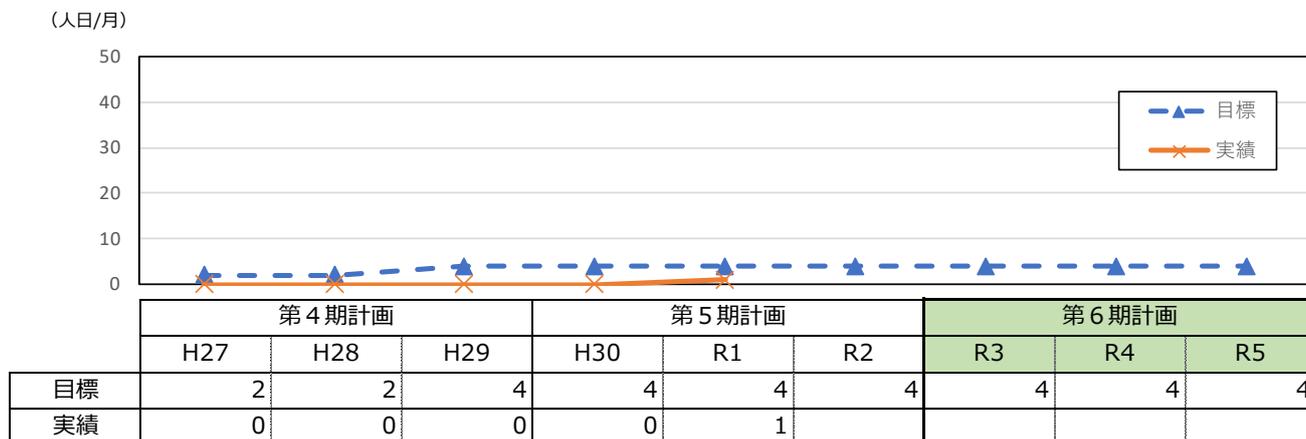
なお、新たに放課後等デイサービス事業を実施する事業所に対しては、指定相談支援業務や、医療的ケア児の受け入れを促す等により、市全体としての療育体制の充実を目指します。



(4) 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援は、保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。

＜ 実績と目標～保育所等訪問支援～ ＞



▼参考 (利用者数)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	1	1	2	2	2	2	2	2	2
実績	0	0	0	0	1				

① 利用実績と今後の見込み

保育所等訪問支援は、令和元年度実績の利用者数は1人/月、総利用日数は1人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を2人/月、総利用日数を4人日/月と見込みます

② 見込み量算出の背景

保育所等訪問支援は、利用実績が低く、今後の見通しが立てにくいことから、現状の体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

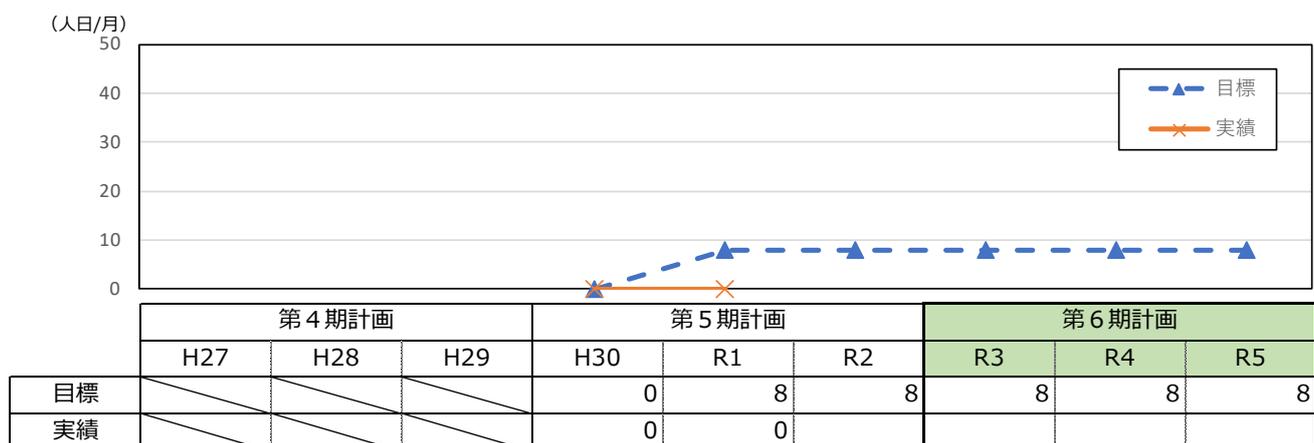
サービスを必要とする人や利用ニーズの把握に努めたうえで、事業所の新規参入に向け、民間事業者に対する情報提供等の支援を引き続き実施します。



(5) 居宅訪問型児童発達支援

居宅訪問型児童発達支援は、重度の障害などがあり、障害児通所支援を利用するために外出することがとても難しい障害児に対して、そのお宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

< 実績と目標～居宅訪問型児童発達支援～ >



▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標				0	2	2	2	2	2
実績				0	0				

① 利用実績と今後の見込み

居宅訪問型児童発達支援は、令和元年度実績の利用者数は0人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を2人/月、総利用日数を8人日/月と見込みます

② 見込み量算出の背景

居宅訪問型児童発達支援は、平成30年度に新設された事業であり、利用実績が低く、今後の見通しが立てにくいことから、現状の体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。

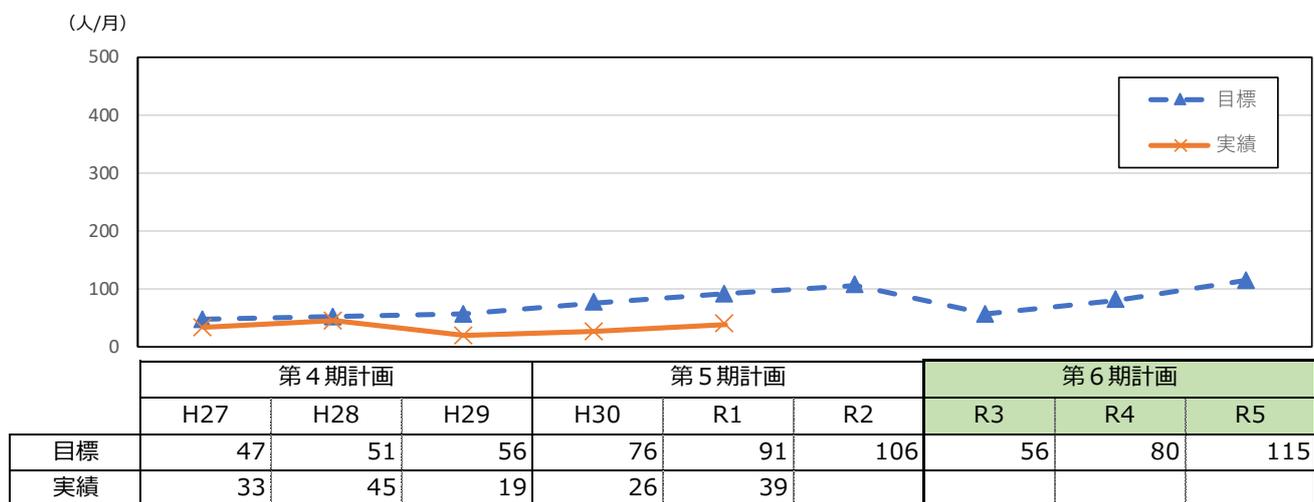


2 相談支援

(1) 障害児相談支援

障害児相談支援は、障害児通所支援を利用するにあたり、障害児支援利用計画の作成やモニタリングなどの支援を行うサービスです。

< 実績と目標～障害児相談支援～ >



① 利用実績と今後の見込み

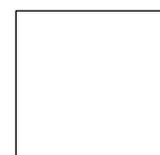
障害児相談支援は、令和元年度実績の利用者数は39人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を115人/月と見込みます

② 見込み量算出の背景

障害児相談支援は、平成27年度以降、実績値が目標を下回ってきました。しかし、障害のある児童の増加や、グレーゾーンにある児童への支援の強化によって、利用ニーズは高まることを見据えて算出しています。

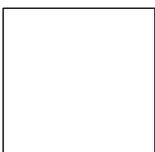
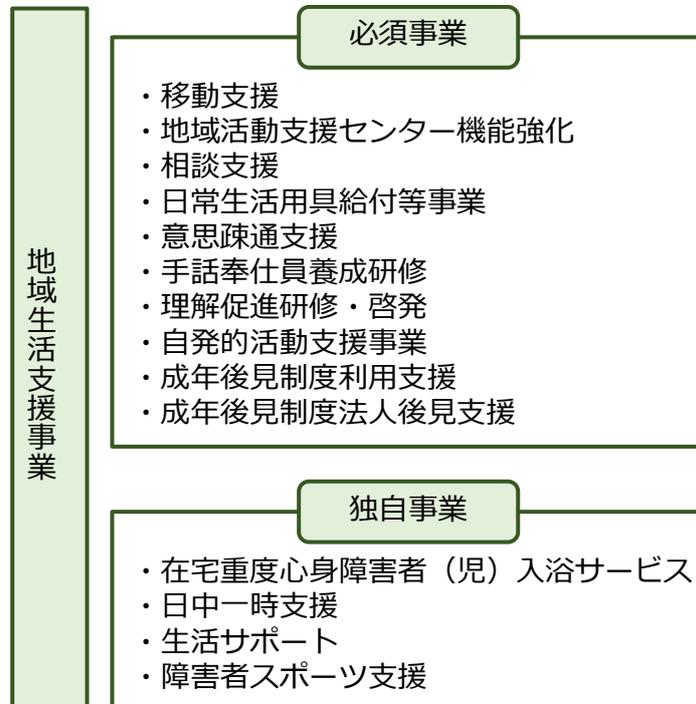
③ 確保の方策

本市では、これまでの側面的な支援のほか、放課後等デイサービス事業所への働きかけを行ってきたところですが、市内だけでなく近隣市を含め、障害児相談支援事業所が少ないのが現状です。事業所の数が限られている中で障害児利用計画案の作成につながるよう、市内外の障害児相談支援事業所との連絡・調整を行います。また、事業者等への情報提供を進め、新規参入を促します。



第5章 地域活動支援事業の見込み量と確保策

本計画では、見込み量を算定する地域活動支援事業を次のように区分して整理しています。



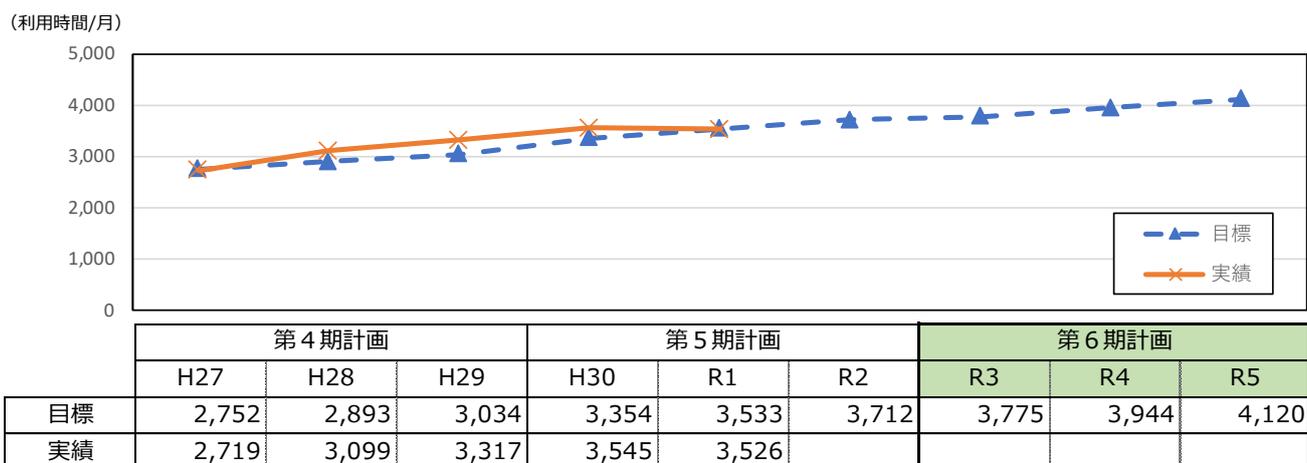
1 必須事業

(1) 移動支援事業

移動支援事業は、屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促すサービスです。

ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。

＜ 実績と目標～移動支援事業～ ＞



▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	316	334	351	330	342	354	349	365	381
実績	296	309	323	318	320				

① 利用実績と今後の見込み

移動支援事業は、令和元年度実績の利用者数は320人/月、総利用時間は3,526時間/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を381人/月、総利用時間を4,120時間/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

移動支援事業は、平成30年度以降、利用実績が3,500時間前後で推移し横ばいとなっていました。しかし、訪問系サービス等の在宅サービスの利用意向は高いことから、本事業への利用ニーズも高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

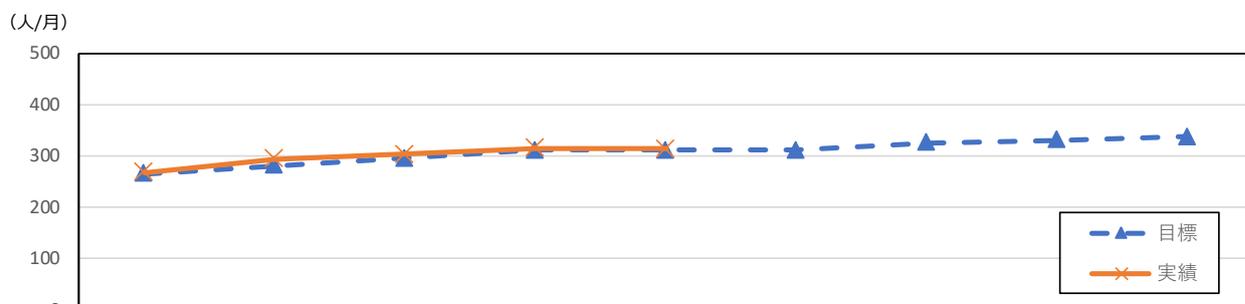
サービスの担い手の確保に向けて、ガイドヘルパーの養成研修を引き続き実施していきます。また、利用者の利便を図るため、令和2年度に制度の見直しを実施していますが、引き続き、外出の支援によって社会参加の機会を提供する事業の目的を達成するため、支給決定の原則を踏まえた、制度の範囲内での利便性の向上を検討します。



(2) 地域活動支援センター

地域活動支援センターは、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う拠点です。

＜ 実績と目標～地域活動支援センター～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	265	280	295	310	310	310	324	330	336
実績	267	293	302	314	313				

① 利用実績と今後の見込み

地域活動支援センターは、令和元年度実績の利用者数は313人/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を336人/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

地域活動支援センターは、平成27年度以降、経年で利用実績が増加しています。障害のある人は増加傾向にあることから、今後も利用ニーズは高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

リハビリテーションの利用ニーズの増加、介護保険制度移行後のリハビリの質の確保等が課題であり、その解決のために保谷障害者福祉センターのあり方を検討し、必要な支援が行き渡る体制作りを目指していきます。



(3) 相談支援事業

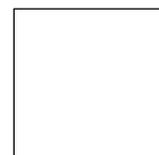
相談支援事業は、次の3つの事業を実施しています。

種類	内容
障害者相談支援	障害のある人の一般的な相談支援を行います。
基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター等への専門的職員の配置や、地域の相談支援事業者への指導、助言などを行います。
住居入居等支援事業 (住居サポート事業)	入居希望者への手続き、調整の支援や、家主等への相談、助言などを行います。

① 今後の見込み

西東京市では、障害福祉課と「基幹相談支援センター・えぽっく」の両基幹相談支援センターを中心に、各地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター、ハーモニー、ブルーム）が相談支援を実施しているほか、障害福祉サービスや地域相談支援、障害児通所支援の利用決定にあたり必要となるサービス等利用計画、障害児支援利用計画を策定する特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所等が連携し、必要な相談支援の充実を図ります。

また、地域生活支援拠点の段階的な整備を行い、各相談支援事業所および障害福祉サービス事業所等が効率的・効果的に機能する相談支援体制の構築を目指します。



(4) 日常生活用具給付等事業

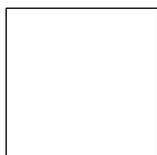
日常生活用具給付等事業は、日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対して次の生活用具を給付しています。

- ①介護・訓練支援用具、
- ②自立生活支援用具
- ③在宅療養等支援用具
- ④情報・意思疎通支援用具、
- ⑤排泄管理支援用具
- ⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)

① 今後の見込み

日常生活用具給付等事業は、障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、社会参加を促進するための用具購入費用を給付する事業です。国の「補装具費支給制度」と比較すると、本事業は市町村が行う地域生活支援事業として規定されており、具体的な対象品目や対象者等が市町村の判断により決められることとなっています。

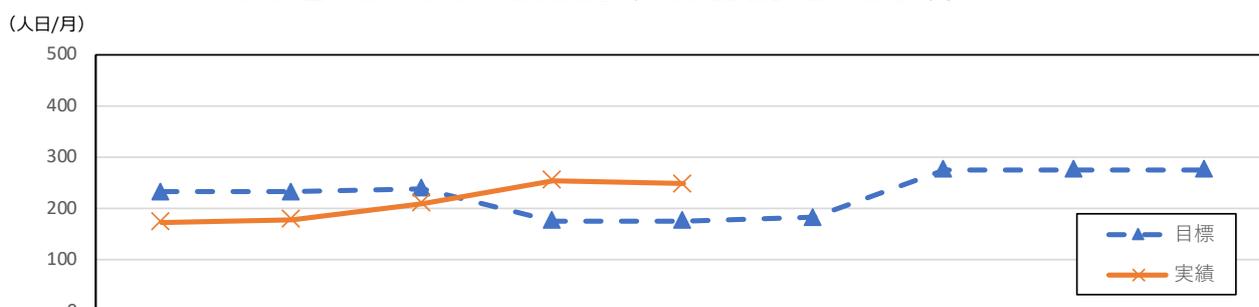
社会環境の変化や、支援用具開発の状況等を踏まえ、日常生活用具の支給品目の見直しを行うことによって、障害者の日常生活がより円滑に行われ、生活力の向上につながるよう取り組みます。



(5) 意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業）

意思疎通支援事業は、手話通訳者、要約筆記者（パソコンの文字入力を用いた文字通訳を含む）を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。

＜ 実績と目標～意思疎通支援事業（手話通訳者派遣事業）～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	231	231	238	175	175	182	275	275	275
実績	172	178	209	254	247				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	33	33	34	25	25	26	25	25	25
実績	23	25	20	23	23				

① 利用実績と今後の見込み

手話通訳者派遣事業は、令和元年度実績の利用者数は23人/月、総利用日数は247人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を25人/月、総利用日数を275人日/月と見込みます。

② 見込み量算出の背景

手話通訳者派遣事業は、平成30年度以降、利用実績が目標を上回っています。利用者数は23人で横ばいとなっていることから、現状の利用者数を維持したまま、一人当たりの利用回数を拡充できるように算出しています。

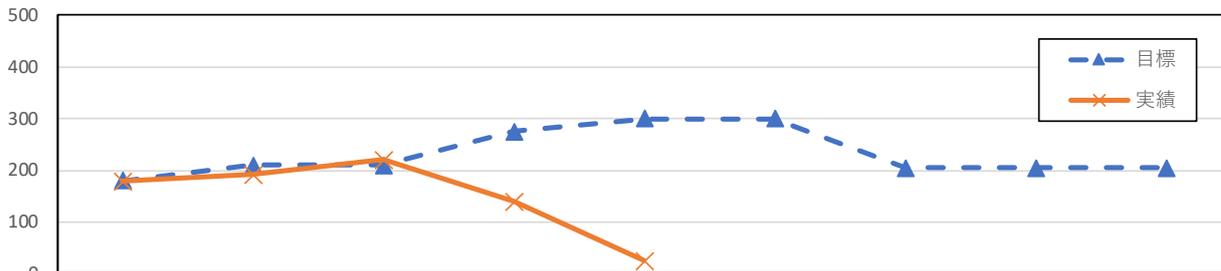
③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。



＜ 実績と目標～意思疎通支援事業（要約筆記者派遣事業）～ ＞

(人日/月)



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	180	210	210	275	300	300	204	204	204
実績	179	192	220	140	25				

▼参考（利用者数）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	6	7	7	11	12	12	12	12	12
実績	11	7	11	6	4				

④ 利用実績と今後の見込み

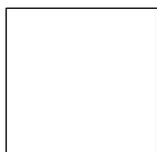
要約筆記者派遣事業は、令和元年度実績の利用者数は4人/月、総利用日数は25人日/月でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を12人/月、総利用日数を204人日/月と見込みます。

⑤ 見込み量算出の背景

要約筆記者派遣事業は、平成30年度以降、利用実績が目標を大きく下回っています。特に令和元年度は利用実績が急落しているため、潜在的な利用ニーズを第4期計画の実績を基に算出しています。

⑥ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知、事業所の開設、参入に向けた情報収集に努めます。



(6) 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うために必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成しています。

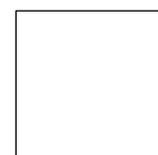
< 実績～手話奉仕員養成研修事業～ >

	2018年度 平成30年度		2019年度 令和元年度		2020年度 令和2年度	
	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)	修了者数 (人)	講習時間数 (時間)
初級	33	72	21	66		
中級	20	72	24	66		
上級	18	72	16	66		
通訳養成	6	72	10	66		
試験対策	8	50	2	72		

① 今後の見込み

西東京市の登録手話通訳者を目指す方を対象に、全国手話通訳者統一試験に対応した手話通訳者養成講座を実施しています。令和元年度は、前年度に比べて初級・上級の修了者が減少しています。

今後、手話奉仕員の人材を更に養成・確保していくために、本事業の周知に努め、継続的に受講者を確保していきます。



(7) 理解促進研修・啓発事業

理解促進研修・啓発事業は、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。障害者等の理解を深めるための教室等の開催や、事業所訪問、イベント開催、広報活動などを行います。

① 今後の見込み

「西東京市障害者基本計画」の中では、重点推進項目の1つとして「障害や障害のある人への理解の推進」を掲げています。また、「西東京市地域福祉計画」の中では、「西東京市版地域共生社会」の実現を掲げており、障害の有無や、性別・年齢など、様々な垣根を超えた、支え合いの地域をつくることが本市の福祉施策の大きな目標となっています。

具体的な施策として、障害福祉に関する講演会の開催や、西東京市市民まつりや障害者週間等のイベントでの普及啓発活動、「障害者総合支援センター・フレンドリー」での地域交流イベントの開催等を実施しています。

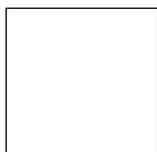
(8) 自発的活動支援事業

自発的活動支援事業は、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。ピアサポート、災害対策活動支援、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援などの支援が考えられています。

① 今後の見込み

西東京市では、障害福祉に関する団体の育成及び福祉の向上のため、福祉団体に対する運営費補助を行っています。

また、西東京市内の自主団体が実施している「ペア・ピアカウンセリング」（障害のある子どもを持つ保護者が同じような悩みを持つ保護者の相談相手となる取組）等、障害のある人やその家族が、当事者としての経験や知識を生かして相談を受ける、身近な相談活動への支援を行っています。

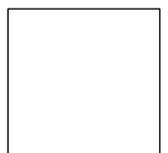


(9) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業です。

① 今後の見込み

西東京市では、従来から「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところです。今後も引き続き、関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

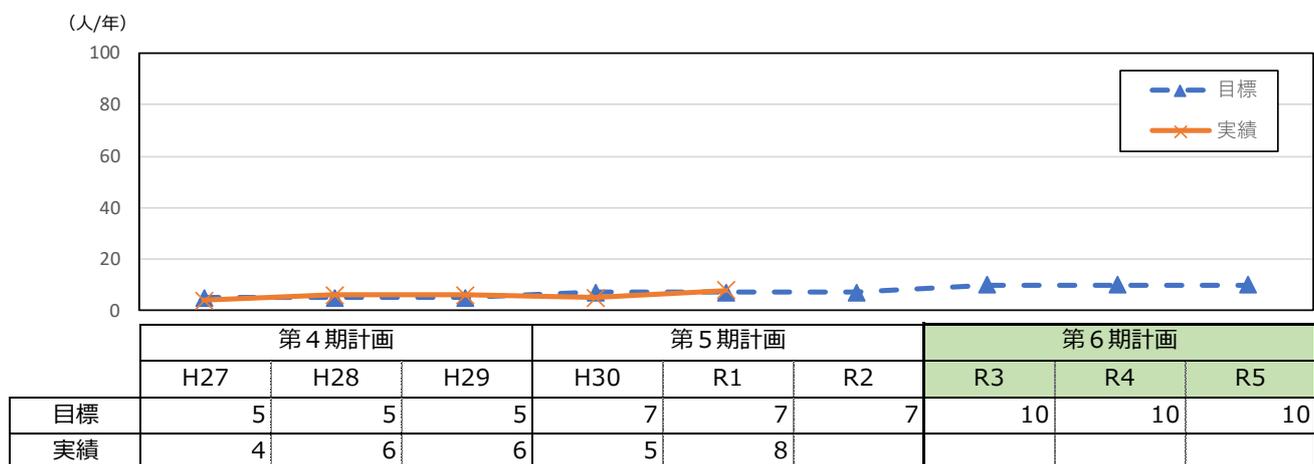


2 任意事業

(1) 在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業

在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業は、家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴を行うサービスです。

＜ 実績と目標～在宅重度心身障害者（児）入浴サービス事業～ ＞



① 利用実績と今後の見込み

入浴サービス事業は、令和元年度実績の利用者数は8人/年でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を10人/年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

入浴サービス事業は、平成27年度以降、利用実績が7人前後で推移しており、ニーズに大きな変化もないことから、今後の利用ニーズを算出しています。

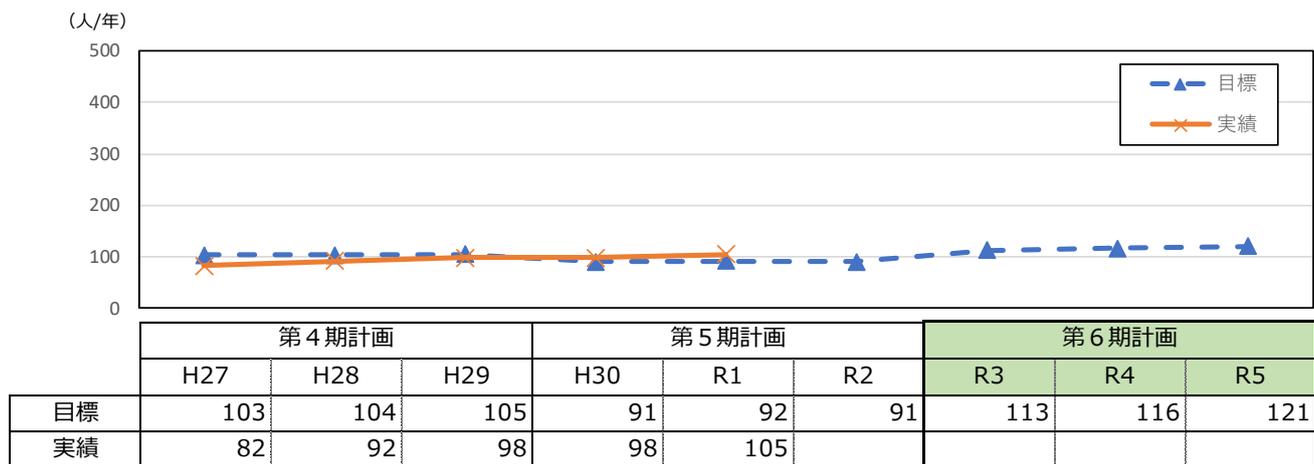
③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めます。

(2) 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、日中の時間帯において、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行うサービスです。

< 実績と目標～日中一時支援事業～ >



① 利用実績と今後の見込み

日中一時支援事業は、令和元年度実績の利用者数は105人/年でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を121人/年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

日中一時支援事業は、平成27年度以降、利用実績が徐々に微増している傾向にあります。第6期計画期間は障害のある人の日中活動の場の確保に注力することから、本事業への利用ニーズも高まることを見据えて算出しています。

③ 確保の方策

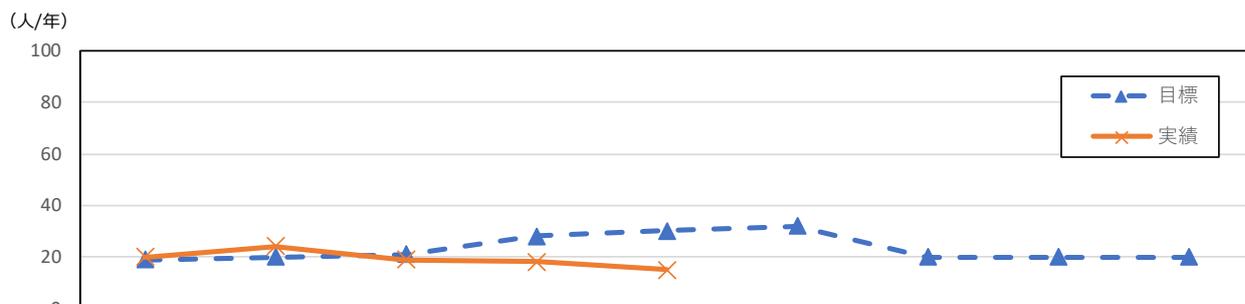
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めます。



(3) 生活サポート事業

生活サポート事業は、介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行うサービスです。

＜ 実績と目標～生活サポート事業～ ＞



	第4期計画			第5期計画			第6期計画		
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
目標	19	20	21	28	30	32	20	20	20
実績	20	24	19	18	15				

① 利用実績と今後の見込み

生活サポート事業は、令和元年度実績の利用者数は15人/年でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を20人/年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

生活サポート事業は、平成28年度以降、利用実績が微減している傾向にあり、目標との乖離が大きくなっています。現状の提供体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

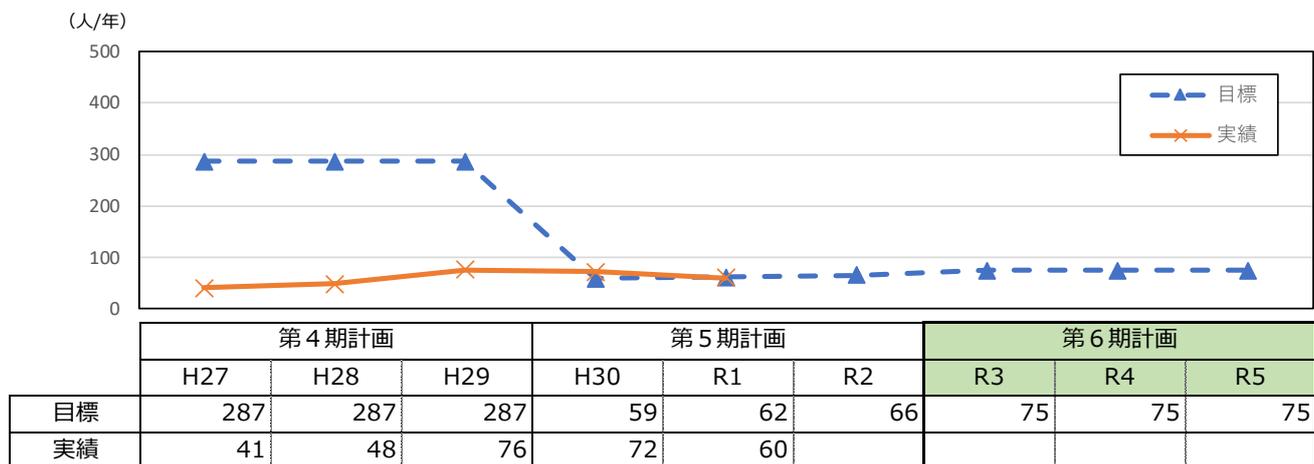
サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めます。



(4) 障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）

障害者スポーツ支援事業は、市内在住の障害者及び市内の障害福祉サービス事業所等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。

＜ 実績と目標～障害者スポーツ支援事業（社会参加促進事業）～ ＞



① 利用実績と今後の見込み

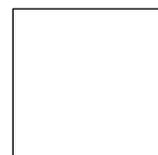
障害者スポーツ支援事業は、令和元年度実績の利用者数は 60 人/年でした。第6期計画においては、令和5年度の利用者を 75 人/年と見込みます。

② 見込み量算出の背景

障害者スポーツ支援事業は、平成29年度以降、利用実績が70人日前後で推移し、横ばいとなっています。現状の提供体制を維持しながら、利用者のニーズの変化を見定めていきます。

③ 確保の方策

サービスの利用が見込まれる人のニーズの把握や、制度の周知に努めます。



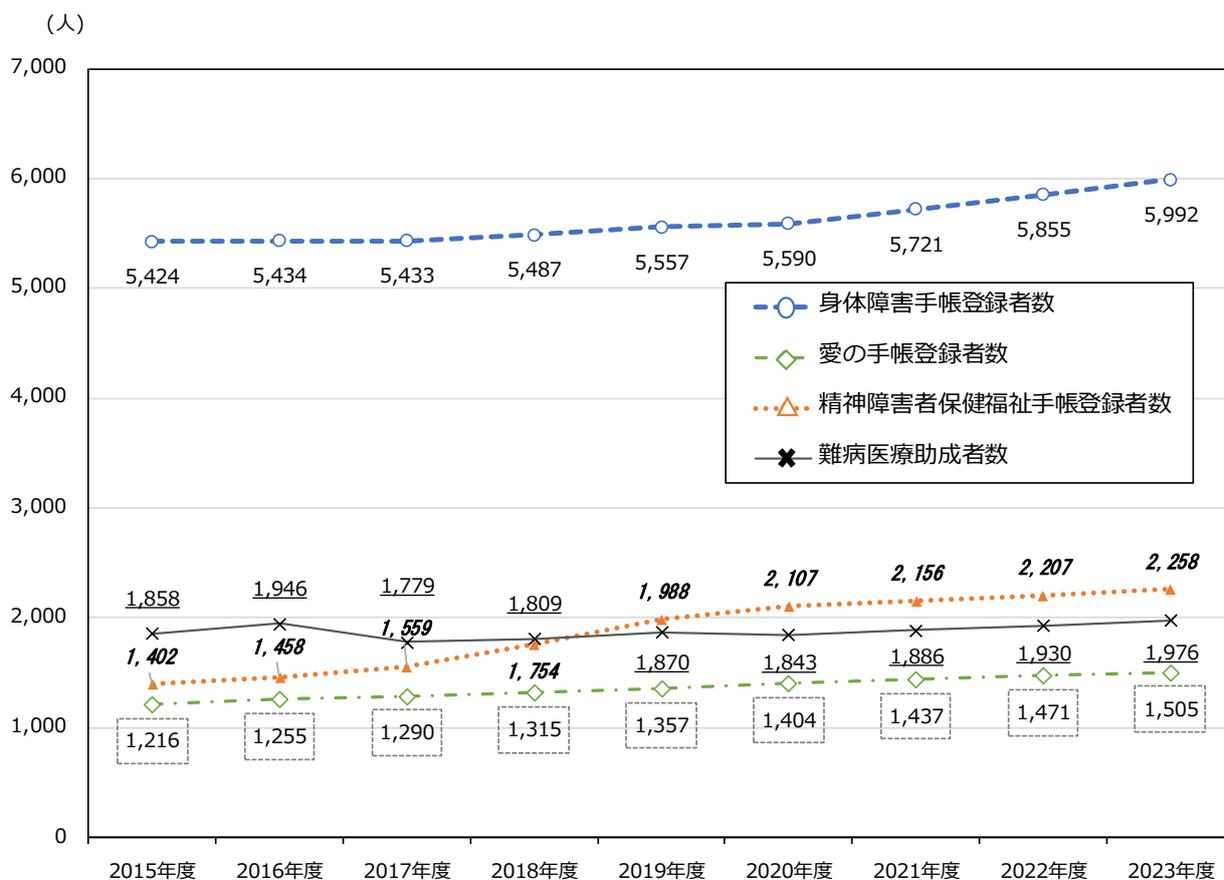
資料編

1 人口・手帳所持者等の推移

(1) 本市の障害者数の推移

本市の障害者手帳所持者と指定難病患者数は経年で増加しており、特に精神保健福祉手帳所持者数については、2019年度には1,988人となり、2015年度に比べて1.4倍となっています。

< 障害者数の推移 >



※障害福祉課調べ（各年度3月末時点）

※2015～2019年度は実績値、2020年度以降は推計値

(2) 身体障害者（児）の状況

身体障害者手帳登録者数は、2019 年に 5,557 人となっており、2015 年度からの 4 年間で 133 人増加（約 1.02 倍）となっています。

程度別の比率については、1・2 級の重度者が 2,738 人（49.3%）と約半数を占めています。

< 程度別の身体障害者手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015 年度	H28 2016 年度	H29 2017 年度	H30 2018 年度	H31/R1 2019 年度
合計	5,424 (100%)	5,434 (100%)	5,433 (100%)	5,487 (100%)	5,557 (100%)
1 級	1,870 (34.5%)	1,878 (34.6%)	1,877 (34.5%)	1,889 (34.4%)	1,920 (34.6%)
2 級	802 (14.8%)	821 (15.1%)	813 (15.0%)	817 (14.9%)	818 (14.7%)
3 級	814 (15.0%)	808 (14.9%)	817 (15.0%)	839 (15.3%)	845 (15.2%)
4 級	1,337 (24.6%)	1,318 (24.3%)	1,328 (24.4%)	1,330 (24.2%)	1,354 (24.4%)
5 級	359 (6.6%)	371 (6.8%)	362 (6.7%)	374 (6.8%)	379 (6.8%)
6 級	242 (4.5%)	238 (4.4%)	236 (4.3%)	238 (4.3%)	241 (4.3%)

※障害福祉課調べ



< 障害種別の身体障害者手帳登録者数の推移 >

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
合計	5,424	5,434	5,433	5,487	5,557
視覚障害	336	338	334	332	336
聴覚障害	479	475	467	470	491
言語障害	74	80	81	83	85
肢体不自由	2,716	2,718	2,706	2,721	2,726
内部障害	1,819	1,823	1,845	1,881	1,919
心臓	894	908	905	931	953
じん臓	457	451	459	456	466
呼吸器	90	93	98	102	100
小腸	5	5	5	5	6
ぼうこう・直腸	305	297	310	316	322
免疫	60	59	59	61	63
肝臓	8	10	9	10	9

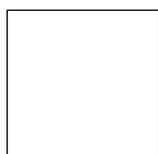
※障害福祉課調べ

< 年齢別の身体障害者手帳登録者数の推移 >

(上段：人数、下段：構成比)

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
18歳未満	137 (2.5%)	135 (2.5%)	123 (2.3%)	125 (2.3%)	123 (2.2%)
18歳以上	5,287 (97.5%)	5,299 (97.5%)	5,310 (97.7%)	5,362 (97.7%)	5,434 (97.8%)

※障害福祉課調べ



(3) 知的障害者（児）の状況

愛の手帳登録者数は、2019年度に1,357人となっており、2015年度からの4年間で141人増加（約1.12倍）となっています。

程度別で見ると、4度（軽度）の方が2015年度からの4年間で85人増加（約1.15倍）となっており、1～3度に比べて増加割合が高くなっています。

< 程度別の愛の手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
合計	1,216 (100%)	1,255 (100%)	1,290 (100%)	1,315 (100%)	1,357 (100%)
1度	41 (3.4%)	43 (3.4%)	43 (3.3%)	43 (3.3%)	44 (3.2%)
2度	321 (26.4%)	326 (26.0%)	332 (25.7%)	338 (25.7%)	346 (25.5%)
3度	289 (23.8%)	299 (23.8%)	303 (23.5%)	304 (23.1%)	317 (23.4%)
4度	565 (46.5%)	587 (46.8%)	612 (47.4%)	630 (47.9%)	650 (47.9%)

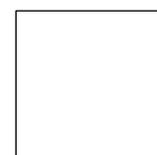
※障害福祉課調べ

< 年齢別の愛の手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
18歳未満	330 (27.1%)	311 (24.8%)	305 (23.6%)	290 (22.1%)	296 (21.8%)
18歳以上	886 (72.9%)	944 (75.2%)	985 (76.4%)	1,025 (77.9%)	1,061 (78.2%)

※障害福祉課調べ



(4) 精神障害者（児）の状況

精神障害者保健福祉手帳登録者数は、2019年度に1,988人となっており、2015年度からの4年間で586人増加（約1.42倍）となっています。

程度別で見ると、1～3級のすべてで、2015年度からの4年間で約1.4倍の増加となっており、精神障害のある人は全体的に高い増加傾向にあります。

< 程度別の精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
合計	1,402 (100%)	1,458 (100%)	1,559 (100%)	1,754 (100%)	1,988 (100%)
1級	88 (6.3%)	86 (5.9%)	94 (6.0%)	104 (5.9%)	124 (6.2%)
2級	727 (51.9%)	770 (52.8%)	817 (52.4%)	934 (53.2%)	1,016 (51.1%)
3級	587 (41.9%)	602 (41.3%)	648 (41.6%)	716 (40.8%)	848 (42.7%)

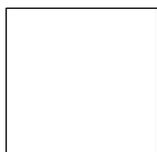
※障害福祉課調べ

< 年齢別の精神障害者保健福祉手帳登録者数の推移 >

（上段：人数、下段：構成比）

	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
18歳未満	37 (2.4%)	42 (2.4%)	63 (3.2%)
18歳以上	1,522 (97.6%)	1,712 (97.6%)	1,925 (96.8%)

※障害福祉課調べ



(5) 難病患者の状況

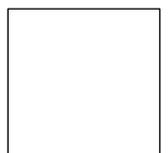
難病医療費助成者数については、2019年度に1,870人となっており、4年前の2015年度から一旦増加・減少を行い、2017年度からは経年で増加し続けています。

助成対象となっている疾病の上位は、「透析」「潰瘍性大腸炎」「パーキンソン病」となっており、「潰瘍性大腸炎」は2015年度から減少傾向にあるものの、「透析」「パーキンソン病」は増改傾向にあります。

< 難病医療助成者数の推移 >

	H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度
合計	1,858	1,946	1,779	1,809	1,870
透析	356	362	368	373	375
潰瘍性大腸炎	303	318	240	227	231
パーキンソン病	194	199	193	202	225

※障害福祉課調べ

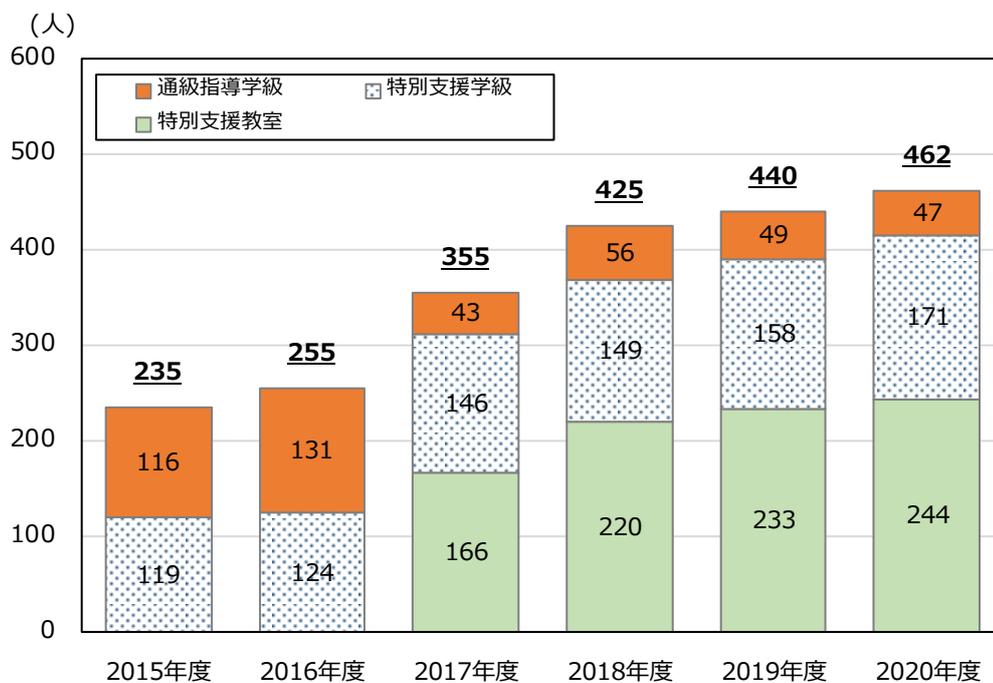


2 児童・生徒および教育機関の推移

(1) 特別支援教育を必要とする小学生の状況

市立小学校における特別支援教育を受けている小学生の児童数は、2020年度に462人となっており、5年前の2015年度から227人増加（約1.97倍）となっています。

＜ 市立小学校に通う児童数の推移 ＞



※障害福祉課調べ

< 市立小学校別の児童の状況（2020年5月時点） >

	特別支援教室			特別支援学級		通級指導学級	
	児童数 (人)	L教室 (人)	S教室 (人)	児童数 (人)	学級 (学級数)	児童数 (人)	学級 (学級数)
合計	244	52	192	171	25	47	4
田無小学校	15	7	8	53	8	—	—
保谷小学校	15	5	10	—	—	25	2
保谷第一小学校	20	2	18	—	—	—	—
保谷第二小学校	17	2	15	—	—	—	—
谷戸小学校	14	1	13	—	—	—	—
東伏見小学校	11	2	9	—	—	—	—
中原小学校	12	4	8	49	7	—	—
向台小学校	11	3	8	—	—	—	—
碧山小学校	15	2	13	—	—	—	—
芝久保小学校	5	—	5	—	—	22	2
栄小学校	23	4	19	—	—	—	—
谷戸第二小学校	14	4	10	—	—	—	—
東小学校	6	2	4	34	5	—	—
柳沢小学校	13	2	11	35	5	—	—
上向台小学校	14	4	14	—	—	—	—
本町小学校	11	2	9	—	—	—	—
住吉小学校	10	3	7	—	—	—	—
けやき小学校	18	3	15	—	—	—	—

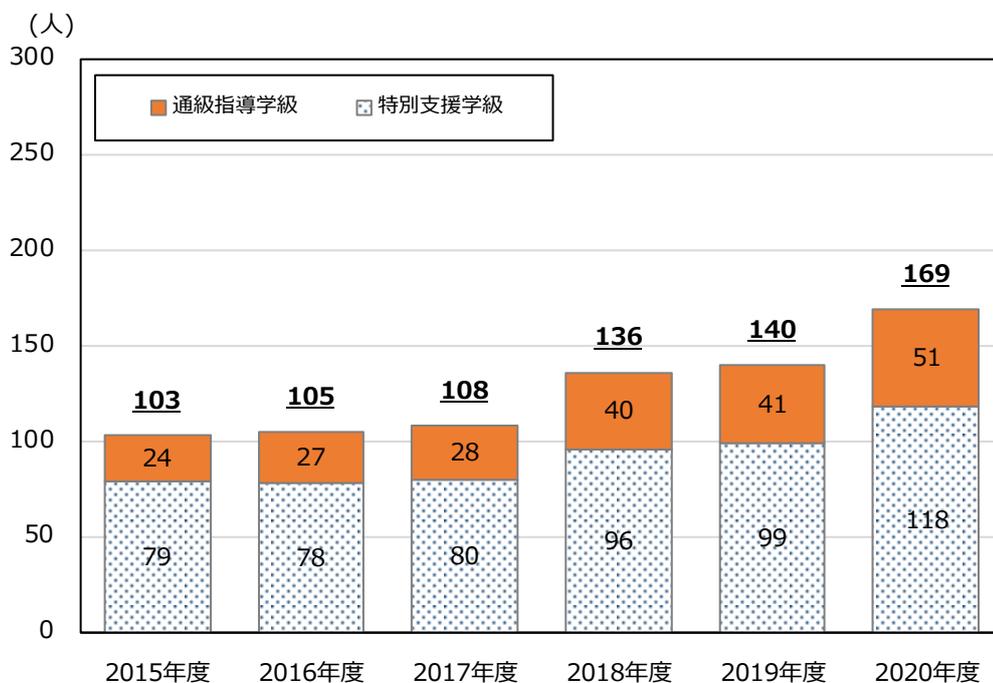
※障害福祉課調べ



(2) 特別支援教育を必要とする中学生の状況

市立中学校における特別支援教育を受けている中学生の生徒数は、2020年度に169人となっており、5年前の2015年度から66人増加（約1.64倍）となっています。

< 市立中学校に通う生徒数の推移 >



※障害福祉課調べ

< 市立中学校別の生徒の状況（2020年5月時点） >

	特別支援学級		通級指導学級	
	児童数 (人)	学級 (学級数)	児童数 (人)	学級 (学級数)
合計	118	17	51	6
田無第一中学校	34	5	—	—
田無第二中学校	—	—	25	3
保谷中学校	50	7	—	—
青嵐中学校	34	5	—	—
明保中学校	—	—	26	3

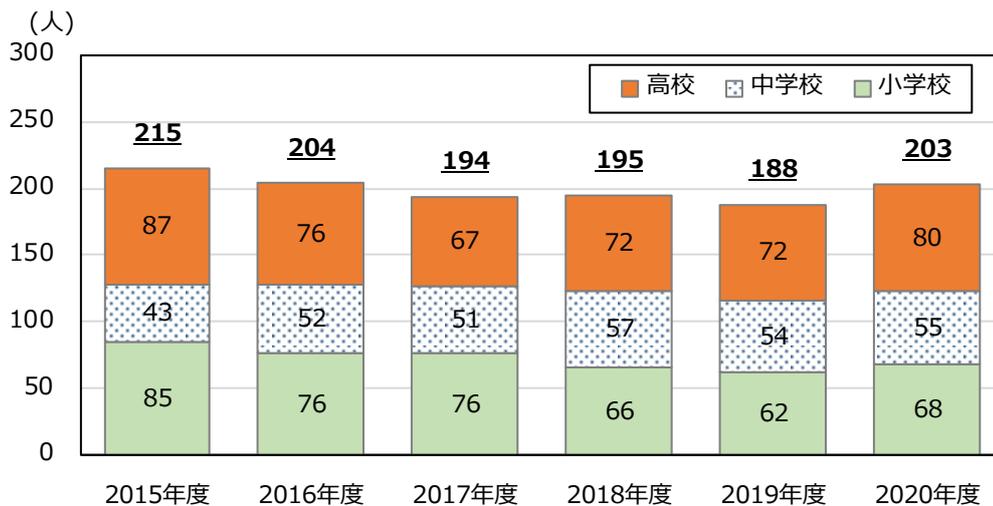
※障害福祉課調べ

(3) 特別支援学校に通う児童・生徒の状況

特別支援学校に通う児童・生徒数は、2020年5月1日時点で203人となっており、5年前の2015年度時点から若干の減少傾向にあります。

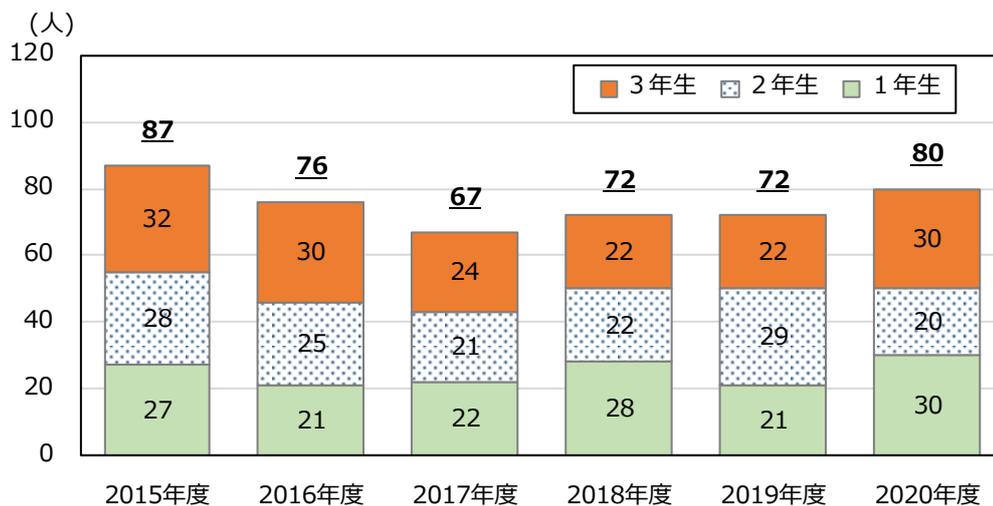
高校生の学年別の推移をみると、高校1年生は2020年度で30人となっており、過去5年間で最も多くなっています。

＜ 特別支援学校に通う小中高生の推移 ＞



※障害福祉課調べ

＜ 特別支援学校に通う高校生の学年別の推移 ＞



※障害福祉課調べ



3 市内の障害福祉関連施設の推移

本市内の障害福祉関連施設等の事業所数は以下の通りです。

< 市内の障害福祉施設の推移 >

(事業所数) 各年度4月1日時点

		H27 2015年度	H28 2016年度	H29 2017年度	H30 2018年度	H31/R1 2019年度	R2 2020年度
日中活動系	居宅介護	29	30	31	30	26	24
	重度訪問介護	24	25	26	25	20	19
	同行援護	11	12	11	10	7	6
	行動援護	3	3	4	4	3	4
	生活介護	6	5	6	6	7	7
	療養介護	0	0	0	0	0	0
	短期入所	4	4	4	3	3	4
	自立訓練（生活訓練）	0	0	0	1	1	1
	自立訓練（機能訓練）	0	0	0	0	0	0
	就労移行支援	1	1	1	1	3	3
	就労継続支援（A型）	0	0	0	0	0	0
	就労継続支援（B型）	8	8	9	9	9	11
就労定着支援	-	-	-	1	1	2	
居住系	自立生活援助	-	-	-	0	0	0
	共同生活援助	13	13	14	15	15	16
	施設入所支援	2	1	1	1	1	1
障害児通所支援	児童発達支援	3	2	2	2	3	3
	放課後等デイサービス	7	10	17	17	16	17
	保育所等訪問支援	0	0	0	0	0	0
	障害児入所支援	0	0	0	0	0	0
	居宅訪問型児童発達支援	-	-	-	-	0	0
	多機能型	2	1	1	1	2	2
相談支援	地域移行支援	4	4	4	4	3	6
	地域定着支援	3	3	3	3	2	5
	計画相談支援	11	10	12	15	14	15
	障害児相談支援	6	5	7	9	9	10
その他	基幹相談支援センター	0	1	1	1	1	1
	地域活動支援センター						
	児童発達支援センター	0	0	0	0	0	0

※障害福祉課調べ

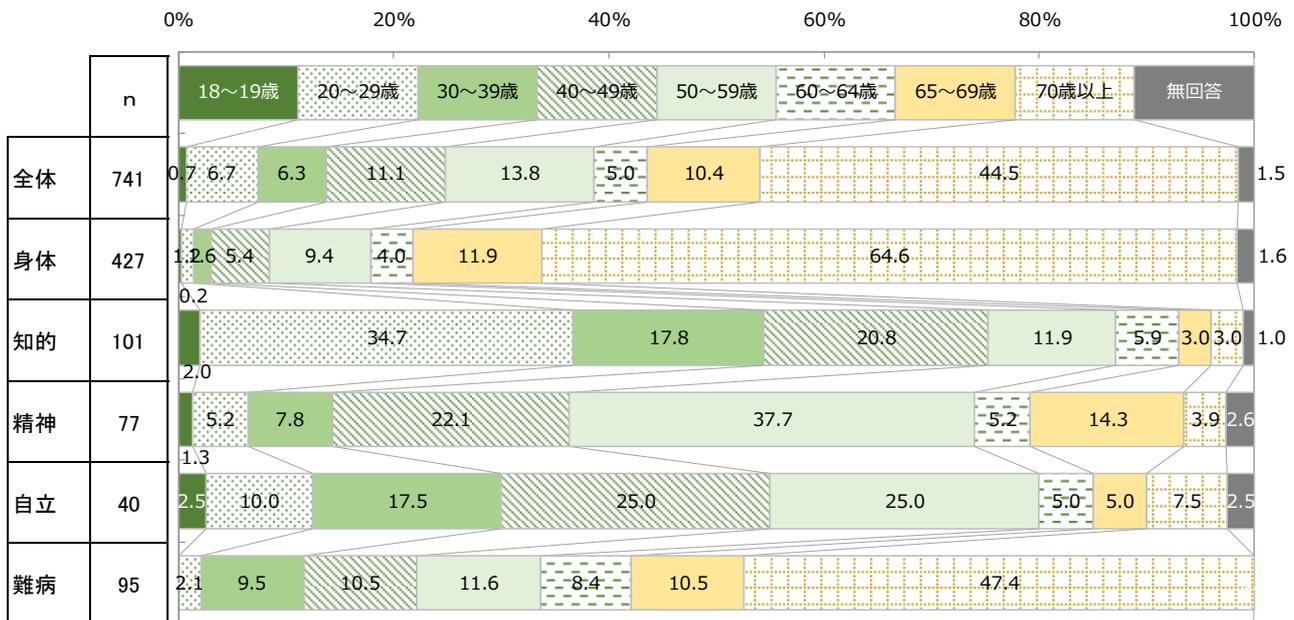
4 アンケート調査・ヒアリング調査の結果

2019年度に実施したアンケート調査・ヒアリング調査の結果から得られた主な課題は以下の通りです。

(1) 障害者およびその介助者の高齢化

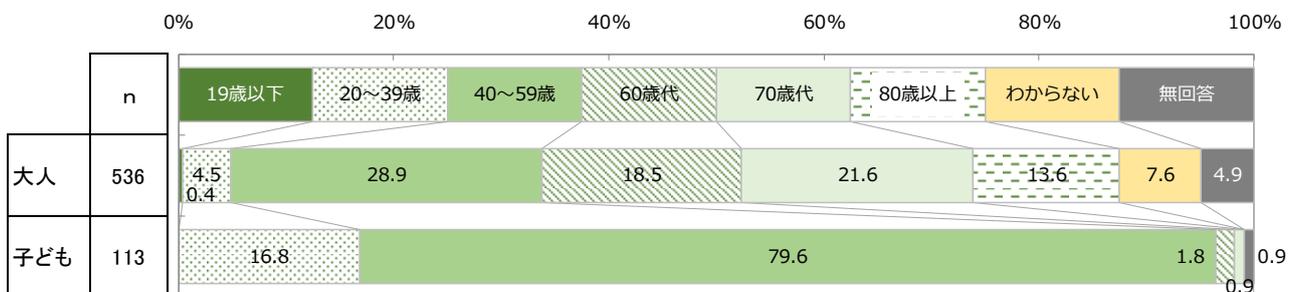
19歳以上の障害のある人に対して実施したアンケート調査のうち、回答した人の半数以上が「65歳以上」となっており、特に身体障害のある人や難病患者では大半が高齢者となっています。

【回答者の年齢（障害のある人）】



また、障害のある人の主な介助者についても高齢化が進んでおり、障害のある人では介助者の年齢が「60歳以上」が53.7%となっています。障害のある子どもの主な介助についても「40歳以上」が82.3%となっており、全ての子どもが成人する20年後には、現在の主な介助者の大半が「60歳以上」となります。

【主な介助者の年齢】

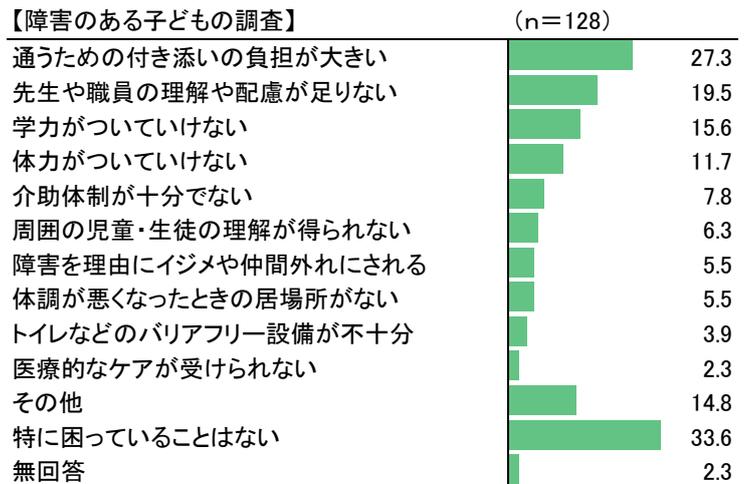


※主な介助者が「いる」場合のみ回答

(2) 子どもの学校等での生活の課題

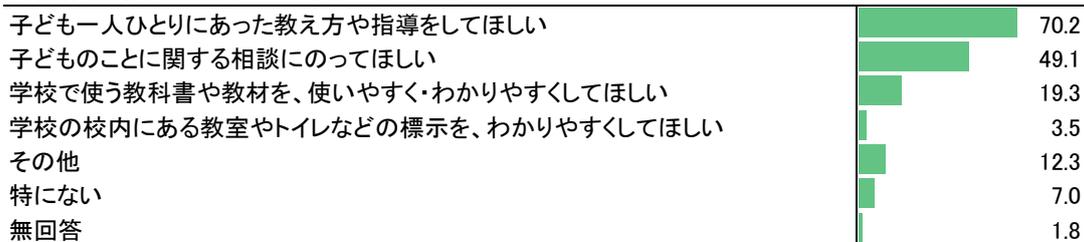
障害のある子どもの保育園や学校等での生活で困っていることは「付き添うための負担」があげられています。特に「特に困っていることはない」という回答が最も高くなっています。

また、特別支援教育を利用している子どもの保護者が、学校教育に望むことは、「一人ひとりにあった教え方や指導をしてほしい」や「子どものことに関する相談にのってほしい」という回答が多くなっています。



【特別支援教育を活用している子どもの調査】

(n=57)

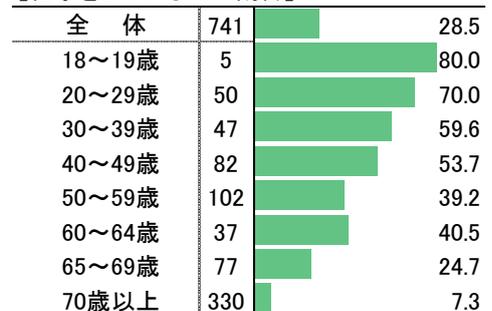


(3) 障害のある人の地域での生活の課題

障害のある人のうち、収入を伴う仕事をしている人は28.5%となっています。年齢別でみると、特に18歳から49歳の若い世代では、半数以上が就労しています。

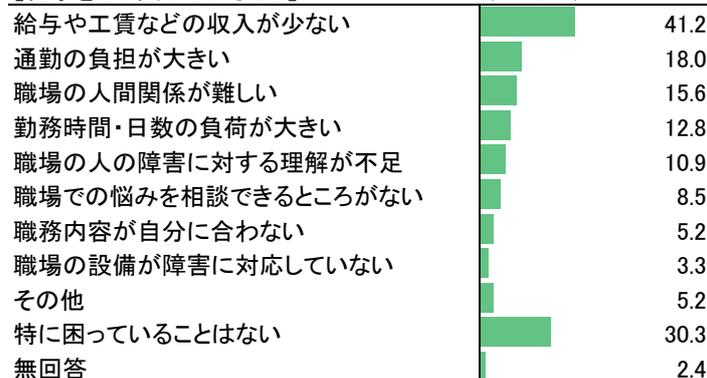
就労していて困っていることは、「給与や工賃などの収入が少ない」や「通勤の負担が大きい」があげられている。

【仕事をしている人の割合】



【仕事をして困っていること】

(n=211)



(4) 障害福祉サービスの利用状況と今後の意向

障害のある人と子どもの障害福祉サービスの利用状況（直近1年以内）について、サービスを利用している割合は、障害のある子どもでは、全ての年齢区分で半数を上回っています。一方で、障害のある人では、20～29歳で78.0%となっているものの、他の年代では半数を大きく下回っています。

また、障害のある人の5年後の暮らし方に関する意向としては、「自宅で家族や親戚などと一緒に暮らしたい」や「自宅で訪問や通いの福祉サービスを活用しながら暮らしたい」といった住み慣れた家や地域での生活を希望する割合が高くなっています。一方で、40歳未満の若い世代では「ひとり暮らしがしたい」「グループホームで暮らしたい」という地域での自立した生活への意向も確認できます。

【障害福祉サービスを利用している人の割合】

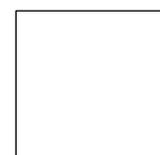
障害のある子ども	年齢区分	人数	割合
障害のある子ども	0～2歳	2	100.0
	3～5歳	12	66.7
	6～8歳	18	66.7
	9～11歳	34	73.6
	12～14歳	26	65.4
	15～17歳	36	55.6
障害のある人	18～19歳	5	20.0
	20～29歳	50	78.0
	30～39歳	47	34.0
	40～49歳	82	39.0
	50～59歳	102	26.5
	60～64歳	37	29.7
	65～69歳	77	23.4
	70歳以上	330	28.5

	調査数	ひとり暮らしがしたい	自宅で家族や親戚などと一緒に暮らしたい	社宅や訪問サービスを活用したい	グループホームで暮らしたい	施設に入所して暮らしたい	わからない	無回答
全体	741	8.1	38.3	13.8	6.1	4.6	19.7	9.4
18～19歳	5	20.0	40.0	0.0	20.0	20.0	0.0	0.0
20～29歳	50	8.0	36.0	10.0	24.0	0.0	14.0	8.0
30～39歳	47	14.9	51.1	2.1	14.9	0.0	14.9	2.1
40～49歳	82	14.6	42.7	4.9	8.5	3.7	18.3	7.3
50～59歳	102	11.8	47.1	7.8	4.9	0.0	20.6	7.8
60～64歳	37	2.7	54.1	2.7	2.7	5.4	21.6	10.8
65～69歳	77	11.7	28.6	15.6	5.2	5.2	23.4	10.4
70歳以上	330	4.2	33.6	21.2	2.4	7.3	20.3	10.9

(5) 障害および障害者理解の状況

障害を理由にした差別・偏見について、障害のある人では「ほとんど感じることはない」が54.8%となっているのに対して、障害のある子どもでは25.8%となっており、子どもやその保護者は障害に対する差別や偏見を受けやすい環境にある可能性があります。

	調査数	ほとんど感じることはない	たまに感じる	いつも感じる	わからない	無回答
障害のある人	741	54.8	25.5	6.1	10.4	3.2
障害のある子ども	128	25.8	57.0	14.1	2.3	0.8



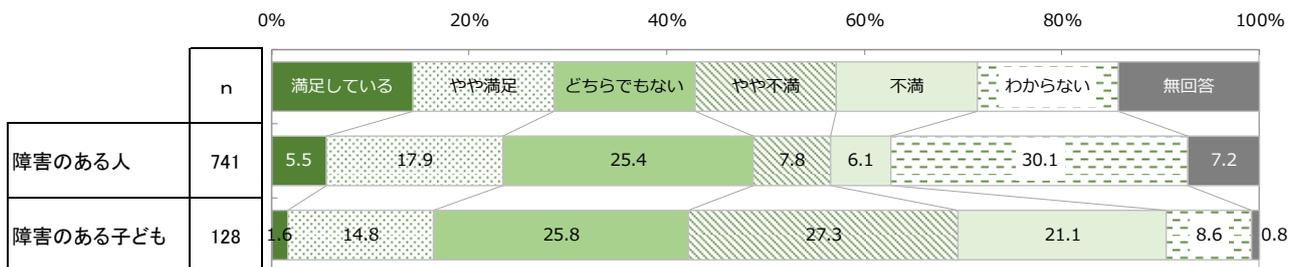
(6) 障害福祉施策に対する理解と評価

本市の「基幹相談支援センター・えぼっく」の認知度は、障害のある人では 20.2%、障害のある子どもでは 50.8%となっています。特に、福祉サービスを利用していない人での認知度が低くなっています。

	調査数	知っているが不利	知っているが不利	知らない	無回答
障害のある人	741	5.5	14.7	69.4	10.4
サービスを利用したことがある	240	10.4	19.6	60.0	10.0
サービスを利用していない	418	3.1	12.9	78.0	6.0
障害のある子ども	128	10.2	40.6	48.4	0.8
サービスを利用したことがある	84	11.9	48.8	38.1	1.2
サービスを利用していない	40	5.0	27.5	67.5	0.0

本市における障害福祉施策への満足度について、「満足している」「やや満足」の合計は、障害のある人では 23.4%、障害のある子どもでは 16.4%となっています。

また、障害のある人では、「わからない」が 30.1%となっており、市の障害福祉施策が適切に届いていない可能性があります。



(7) 当事者団体、家族会等の活動団体の意見

① 生活に必要な情報の入手について

- 相談支援員のスキルアップを図り、福祉サービス以外の地域資源に関する情報の提供や、障害のある人やその家族の生活状況に合わせた効果的な情報提供の体制が必要。
- 市外の特別支援学校でも、本市の情報を入手できるような工夫が必要。
- 障害者のしおりは具体的な情報が不足しており、市報などは情報を探す負担が大きい
ため、欲しい情報を検索できるような補足ツールが必要。

② 地域で生活する上で不足しているサービスについて

- 生活介護や就労継続支援 B 型などの日中活動の場が不足している。
- 身体障害のある人を対応可能なグループホームや、体験入所・ショートステイなど、施設等での生活に慣れるための利用枠や仕組みが必要。
- 放課後等デイサービスの質の向上や対応できる障害の拡充が必要。
- 発達障害児や医療的ケア児に対応可能な事業所の確保や、既存の教育・保育施設における受け入れへの支援が必要。

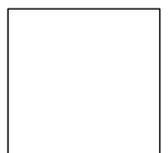
③ 関係団体・関係機関との連携について

- 団体間で共有した情報を、市や障害福祉サービス事業者に対しても共有できる機会が必要。
- 事業者連絡会の拡充や、市と社会福祉協議会等の関係機関の連携を強化することで、質の向上を図る必要がある。

(8) 市内の障害福祉サービス事業者の意見

① 地域の福祉ニーズについて

- 制度改正に伴う対象者の範囲拡大等により、全体的にニーズも増えている傾向にある。
- 一部サービスについては、長期的な利用を希望する人や定員の問題から、新規の利用希望者を受け入れることが難しくなっている。
- 精神障害のある人が増加傾向にあり、特に就労系のサービスや訓練系のサービスではニーズが増加している。
- 利用者の高齢化や、発達障害・医療的ケアなど、障害のある人の特性が多様化しており、日中活動のサービス等において対応が追い付いていない事業所がある。



② 市内で不足しているサービスや支援について

- 障害のある人を対応可能な居宅介護事業所が不足している。
- 日中活動の場が不足しており、事業所も限られているため選択肢が少ない。
- 地域での活動の選択肢や支援体制が限られているため、グループホームから自立して生活するための体制も不十分となっている。
- 親亡き後への対策としての、在宅のうちからの施設利用の枠や仕組みが不足している。
- ワンストップでの相談対応を希望している市民に対する柔軟な相談対応や、適切な情報・サービスへとつなげるための相談体制が必要。
- 児童発達支援事業所の拡充や、発達障害児に関する相談への専門的な窓口が必要。

③ 質の向上に向けて必要な取組について

- 市内の障害福祉サービス事業者間での地域課題の共有や、市や関係機関と協議を行うための仕組みが不足している。
- 発達障害や高次脳機能障害など、専門性の高いニーズに対する支援方法等を共有するための仕組みが必要。
- 人材の確保・育成に向けた、障害福祉サービス事業者の事業所や所属している法人の垣根を超えた合同研修や施設見学等の実施が必要。

